

## 価格.com決済ショップ利用規約

### 第1条（総則）

本規約は、株式会社カカコム（以下「甲」といいます。）が価格.com出店ショップ（次条で定義します。）向けに提供する価格.com決済（次条で定義します。）に関して、甲と価格.com決済利用者（以下「乙」といいます。）との間の契約関係について定めます（本規約に基づき甲乙間で締結される契約を、以下「本契約」といいます。）。

### 第2条（定義）

本規約で使用される用語の定義は以下のとおりとします。

（1）「価格.com決済」とは、乙が取引の相手方（以下「顧客」といいます。）に対して販売する商品又は提供する役務（以下、商品と役務を総称して単に「商品等」といいます。）の販売又は提供価格、税金、送料その他必要とされる料金（以下、これらを総称して「商品代金等」といいます。）について、乙が甲に対して受領権限を付与し、第6条第1項に定める代金決済手段を通じて甲が当該受領権限に基づいて乙に代わって当該顧客より商品代金等を收受し、事前又は事後にこれを乙に入金するサービス及びこれに付帯するサービスをいいます（但し、クレジットカード決済の場合には、甲が顧客のクレジットカード情報に基づき、クレジットカード利用残高の仮押さえ及び決済を行い、事前又は事後にこれを乙に入金するサービス及びこれに付帯するサービスをいいます。）。

（2）「本サイト」とは、乙がインターネット上に開設する店舗サイトであって、甲により価格.com決済の利用を承諾されたものをいいます。

（3）「本取扱商品等」とは、本サイトにおいて乙が取り扱っている又は取り扱う予定の商品等及び取引の種類等であって、甲により価格.com決済の利用を承諾されたものをいいます。

（4）「価格.com出店ショップ」とは、甲との間で、価格.com出店規約に基づき契約を締結し、価格.com上に自己の販売する商品等の情報を掲載している法人をいいます。

（5）「売上確定」とは、甲が乙の顧客から收受した商品代金等（クレジットカード決済の場合は、乙の顧客が甲所定の決済手続きを完了した商品代金等）について、出荷完了（第18条第3項に定めます。）の日から甲所定の日数の経過及び甲所定の条件を充足し、甲の乙に対する支払いが確定することをいいます。

### 第3条（乙の届出）

1. 乙は、本規約及びその他甲所定の規約並びにガイドラインに同意した上で、甲の指定する書式（以下「エントリーシート」といいます。）により甲所定の事項の届出を行い、かつ、これらの事項について甲の承諾を得るものとします。

2. 甲は、前項所定の乙から提出された書類・情報等に基づき、乙による価格.com決済の利用の可否を審査するものとします。なお、甲は、審査にあたって、乙が価格.com出店規約に基づく契約に関連して甲に提出した書類・情報等を利用できるものとし、乙はこれに異議を唱えないものとします。

3. 甲は乙に対して、前項の審査結果の通知を行うものとします。

### 第4条（契約の成立）

1. 価格.com決済の利用の申込みは、乙が、本規約及びその他甲所定の規約並びにガイドラインに同意した上で、甲所定の「価格.com決済申込書兼規約同意書」（以下「申込書」といいます。）に記名押印して甲に提出することにより、行うものとします。

2. 乙は、前条所定の届出から本条所定の申込手續完了までの間において、甲に提出する書類・情報の内容・種類等に関して、甲の指示に従うものとします。

3. 第1項に基づく乙の申込みを、甲が承諾した時点をもって、甲と乙の間に、価格.com決済の利用にかかる本契約が成立するものとします。

4. 甲は、次の各号の事由がある場合は、第1項に基づく乙の申込みを承諾しないものとします。

(1) 乙が価格.com出店ショップではない場合又は価格.com出店ショップの審査に通らなかった場合

(2) 乙が価格.com決済を利用するにふさわしくないと甲が判断した場合

#### 第5条（価格.com決済の提供）

1. 乙は、本契約に基づき、本サイトにおける商取引に関し、甲に対して、顧客に対する価格.com決済の提供を委託するものとし、甲はこれを受託し、乙に対して価格.com決済及びこれに付帯するサービスを提供するものとします。

2. 顧客が商品代金等を甲又は第6条第2項において、乙が選択した代金決済手段に関して甲と契約を締結している者（クレジットカード事業者等を含み、以下「パートナー」といいます。）に支払った時点で、乙の顧客に対する商品代金等支払請求権は消滅するものとします。

#### 第6条（甲の受任する代金収納代行の種類等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める決済手段を、代金決済手段として提供するものとします。但し、本契約締結後においても、甲は、乙に書面により通知することにより、決済手段の全部又は一部を追加又は廃止することができます。

(1) 「クレジットカード決済」：クレジットカードによる商品代金等の收受

(2) 「Pay-easy（ペイジー）決済」：Pay-easy（ペイジー）による商品代金等の收受

(3) 「コンビニ決済（ペーパーレス）」：顧客の代金支払場所として甲が指定するコンビニエンスストア（以下「コンビニ店舗」といいます。）での決済による商品代金等の收受（甲から郵送される払込票を利用する場合を除きます。）

(4) その他甲が定め、乙に通知する代金決済手段

2. 乙は、価格.com決済を利用するにあたり、甲の定める方法により申し込み、甲が承諾することにより価格.com決済における代金決済手段及びこれに付帯するサービス（以下、これらを総称して「代金決済手段等」といいます。）のうち、希望する代金決済手段等を利用することができます。また、一度代金決済手段等を選択した後でも、別途甲の定める方法により申し込み、甲が承諾することにより、価格.com決済における代金決済手段等のうち、利用する代金決済手段等を変更することができます。この場合に、乙に本規約のうち新規に適用される部分がある場合には、乙は当該部分が適用されることについてあらかじめ承諾するものとします。なお、甲は、乙の利用申込を承諾しないこととした場合であっても、その理由を乙に開示する義務を負わないものとします。

3. 価格.com決済における各代金決済手段等は本規約における該当の条項に基づいて乙に提供されますが、乙が利用していない代金決済手段等に関する条項についても有効に存在するものとします。

#### 第7条（商品代金等の締め日）

1. 甲は、次項に定める締め日を基準として、締め日までに甲の定めるところに従い売上確定した商品代金等に相当する金員について本条第3項に定める本決済日に乙に交付するものとします。

2. 甲が本契約締結時に、以下の第1号ないし第4号から任意に選択したいずれかの期日を「締め日」というものとします。

(1) 毎月1回、末日締め

(2) 毎月2回、15日・末日締め

(3) 毎月3回、10日・20日・末日締め

(4) 毎月6回、5日・10日・15日・20日・25日・末日締め

3. 商品代金等の決済日（以下「本決済日」といいます。）は、前項により乙が選択した各締め日から6銀行営業日を経過した日とします。但し、別途甲乙合意した場合はこの限りではあ

りません。

## 第8条（Eコマース）

1. 乙は、本サイト上で顧客が商品等の購入を求めた場合、本契約に従い、顧客との間で法令に則り、公正かつ妥当な商行為として商品等の販売又は提供についての契約を締結する（以下、係る行為を「Eコマース」といいます。）ものとします。

2. 乙は、Eコマースにおいて顧客から商品等の購入に関する申込みを受け付ける場合には、商品等の購入に関する情報を暗号化する等のセキュリティ措置等を講じるものとし、あらかじめ甲より当該措置の承諾を得るものとします。

3. 乙は、Eコマースを行う際、本サイトに以下の事項の表示を行うものとします。

（1）乙の名称

（2）乙の所在地

（3）乙の電話番号及びメールアドレス

（4）販売責任者名及び責任者への連絡方法

（5）商品代金等

（6）商品等の引渡し時期

（7）商品代金等の支払時期及び方法

（8）商品等の返品・取消に関する事項

（9）顧客からの送信データ等が乙により安全に保護されている旨の表示

（10）上記以外で特定商取引に関する法律及びその他の関連法令等で表示を要求されている事項

（11）顧客からの個人情報の取得に関して、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に準拠した表示

（12）その他甲が必要と認めた事項

4. 乙は、Eコマースに係る表示にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

（1）消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと

（2）公序良俗に反する表示をしないこと

5. 乙は、第3項の表示に際し、以下の各号の商号・標章等を表示する場合は、事前に表示内容を甲に提示し、甲の承諾を得るものとします。

（1）甲の商号・屋号・標章・ロゴ等

（2）価格.com決済に関する標章・ロゴ等

（3）パートナーの商号・屋号・標章・ロゴ等

（4）パートナーの提供する役務に関する標章・ロゴ等

（5）その他甲が必要と判断した者の商号・屋号・標章・ロゴ等及び当該者の提供する役務に関する標章・ロゴ

6. 乙は、顧客による本サイト上での注文から乙による商品等の発送までの期間が90日間を超えることがあらかじめ見込まれる商品等の販売について、価格.com決済を利用することはできません。

7. 前項の規定を乙が違反したために乙に発生した損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。

8. 乙は、Eコマースにおいて顧客から価格.com決済を利用した商品等の購入に関する申込みを受け付ける場合には、以下の各号について顧客に対して明示し、必要な同意を顧客からあらかじめ取得するものとします。

（1）甲所定の顧客向け価格.com決済に関する利用規約等に従って決済が行われること

（2）その他、甲が指定する事項

## 第9条（取扱商品等）

1. 乙は、以下の商品等を本サイトにおいて取り扱うことはできないものとします。

（1）公序良俗に反するもの

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約その他の法令又は条例に定める禁制品

(3) 他人の著作権、肖像権、その他知的財産権等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 省庁のガイドライン又は業界の自主規制に反するもの

(5) その他甲が不相当と認めたもの

2. 前項にかかわらず、前項各号記載の商品等に加え、甲とパートナーとの間の契約又は利用規約その他甲に適用される契約（以下「パートナー契約等」といいます。）において、甲又は乙が取扱いを禁止されている商品等がある場合には、当該商品等についても、乙は取り扱うことはできないものとします。

3. 乙は、金融商品、旅行商品・酒類・米穀等、その販売に政府機関の許可、認可、免許、承認若しくは同意又は政府機関への届出、通知若しくは登録（以下、総称して「許認可等」といいます。）を要する商品等を取り扱う場合には、あらかじめ甲に許認可等を証する書類を提出するものとし、甲の承諾を得なければ取り扱うことができないものとします。また、乙が前記の許認可等を喪失した場合には、直ちに当該商品等の取扱いを中止するとともに、その旨甲に通知するものとします。

4. 乙は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券又はそれと同等の機能を有すると甲が認めた商品等については、事前にエントリーシートに記載の上、甲の承諾を得なければ取り扱うことができないものとします。但し、甲が個別に承諾（エントリーシートでの記入を含みます。）した場合は、この限りではないとします。

#### 第10条（反社会的勢力に関する表明保証及びその他の誓約事項）

1. 乙は、その代表者、親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の各号のいずれにも該当しないこと（以下の各号の者を総称して「暴力団等」といいます。）、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し保証するものとします。また、乙は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとします。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員）

(3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）

(5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

(6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

(7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）

(8) 反社会的行為を規制対象とする刑法その他の法律に基づき公権力の処分を受けた又はそのおそれのある者

(9) その他前各号に準ずる者

2. 乙は、本契約締結日現在において、暴力団等の反社会的勢力と資本・資金上関連がなく、名目を問わず資金提供その他の取引を行っていないこと、かつ、将来にわたっても行わないこと

とを表明し保証するものとします。また、乙は、本項の表明保証事項が事実ではないと判明した場合、直ちにその旨を甲に通知するものとします。

3. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを表明し保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及びパートナーの信用を毀損し、又は甲及びパートナーの業務を妨害する行為
- (5) 換金を目的とする商品の販売行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

4. 乙は、前項各号に定める行為に加え、以下の各号に定める行為を行わないものとします。また、甲は、乙が以下の各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または乙の行う通信販売が不相当であると判断した場合は、乙に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、乙は、甲からかかる要求があった場合はこれに従うものとします。

- (1) 第9条（取扱商品等）に違反する行為
- (2) 価格.com決済により利用しうる情報を改ざんする行為
- (3) 価格.com決済を本契約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
- (4) 有害なコンピュータ・プログラム等を甲のシステムまたは第三者（顧客を含みます。以下、本条において同じ。）のコンピュータに送信または書き込む行為
- (5) 第三者になりすまし価格.com決済を利用する行為、および乙になりすまして価格.com決済を利用させる行為
- (6) 甲または第三者の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (7) 第三者の設備等、または、甲による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (8) 本契約の規定に反する行為
- (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

5. 甲は、乙が前項各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または乙の行う通信販売が不相当であると判断した場合は、乙に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、乙は、甲からかかる要求があった場合はこれに従うものとします。

#### 第11条（取引の改善）

甲は、乙が行うEコマースの本取扱商品等、宣伝若しくは広告の表現又はEコマースの方法等が不相当であると判断した場合には、これらの変更若しくは改善又は販売等の中止を求めることができるものとします。この場合、乙は速やかにこれに従うものとします。

#### 第12条（法令等の遵守）

1. 乙は、本契約の履行に際して、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法のうち適用のある法令及びその他の関連法令を遵守しなければならないものとします。

2. 乙は、パートナー契約等及び甲を代理人として締結した加盟店契約その他のパートナーとの間の契約の内容を承認し、これを遵守しなければならないものとします。

#### 第13条（システム接続）

乙は、甲が管理する価格.com決済提供のためのシステムと本サイトのシステム上の接続方法に

については、甲の接続仕様書に基づくものであることを了解します。この場合、当該接続に伴う乙におけるシステムの変更に必要な費用については、乙の負担とします。

#### 第14条（価格.com決済利用の対価）

1. 乙は、価格.com決済を利用するにあたり、申込書に記載の初期登録料（以下「初期登録料」といいます。）を、甲所定の期日までに、甲の指定する銀行口座に振込みにて支払うものとします（振込手数料は乙の負担とします。）。なお、支払われた初期登録料は、本契約終了の原因・理由の如何を問わず、乙に対して返還されないものとします。
2. 乙は、価格.com決済利用の対価として、本契約の有効期間中、申込書に記載の月次処理料（以下「月次処理料」といいます。）を、甲に支払うものとします。なお、価格.com決済の利用開始月の利用日数が1か月に満たない場合、乙は利用開始月の月次処理料を免除されるものとし、翌月分より月次処理料を支払うものとします。この場合、利用開始月とは、利用開始日の属する月をいい、利用開始日とは、エントリーシート及び申込書に記載された乙の情報が甲のシステム上に正式に登録された日とします。
3. 乙は、甲に対して、価格.com決済利用の対価として、申込書に記載の決済手数料、返金手数料、事務手数料その他のサービス料金（以下、これらを総称して「本手数料等」といいます。）を、支払うものとします。乙が甲に対して支払った本手数料等は、理由の如何にかかわらず、一切返金しません。
4. 甲は、乙に対して1か月前に通知することにより、月次処理料又は本手数料等を変更することができるものとします。

#### 第15条（精算・相殺）

1. 本手数料等、並びに、甲がパートナーから受領した金銭及びパートナーが顧客から受領した金銭のうちパートナーの受領について甲が確認できたものの総額（収納手数料、加盟店手数料その他名義の如何を問わず、商品等取引ごとに甲又は乙がパートナーに対して、金銭を支払う義務を負う場合には、これらの金銭を含まず、甲がパートナーから受領した金銭及びパートナーが顧客から受領した金銭のうちパートナーの受領について甲が確認できたものの総額を、以下「本受領額」といいます。）は、本決済日毎に、それぞれの支払期日が到来するものとし、甲及び乙は、本手数料等と本受領額とを何ら個別の意思表示を要することなく、対当額にて相殺するものとします。
2. 甲は、前項に基づいて相殺した後の本受領額の残額を本決済日に乙に支払うものとします。但し、毎月の最終の締め日に対応する本決済日については、本手数料等に合わせて月次処理料についても、本受領額と対当額にて相殺するものとします。
3. 第1項の相殺時において、本受領額が、本手数料等（毎月の最終の締め日に対応する本決済日については、これに月次処理料を加算するものとします。）を下回った場合、乙は、その下回った額を甲に対して、当該締め日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。また、この場合、甲は、何ら個別の意思表示を要することなく、当該金額と次回以降に乙に対して支払う本受取額とを対当額にて相殺することができるものとします。
4. 第1項に定める相殺がなされた後に、甲若しくは乙がパートナーから商品代金等の返還を求められた場合又は商品代金等に係るEコマースが取り消された場合には、理由の如何を問わず、乙は、甲に対して、次に到来する本決済日までに、当該返還を求められた額又は商品代金等の額（以下「返還額等」といいます）を支払うものとします。また、この場合、甲は、何ら個別の意思表示を要することなく、当該返還額等と次回以降に乙に対して支払う本受取額とを対当額にて相殺することができるものとします。
5. 商品等の代金収納の計上期日は、暦日（当日午前零時から24時間）によるものとします。
6. 乙は、甲に対し、乙において以下の事項の一が生じた場合に、甲が直ちに第2項の支払いを留保する権限を付与するものとします。

- (1) 乙が 価格.com決済の利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
- (2) 乙が自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
- (3) 乙の信用状態に著しい変化が生じた結果、顧客の不利益が発生し、又はそのおそれが高いと甲が判断した場合
- (4) 乙が差押・仮差押・仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合、又は合併によらず解散した場合
- (5) 乙が営業を停止した場合、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
- (6) 乙が 価格.com決済の利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
- (7) 乙が甲の同意なく本手数料等の支払を怠った場合
- (8) 乙の営業又は業態が公序良俗に反すると判断された場合
- (9) 甲又はパートナーの名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
- (10) 乙が商品等の出荷・配送状況について虚偽の申告又は不正な処理を行ったと甲が判断した場合
- (11) その他甲又はパートナーが不相当と認めた場合

#### 第16条 (事故処理)

乙は、顧客から商品等に関し苦情若しくは相談を受け、又は、乙と顧客との間において紛議が生じた場合には、乙の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとします。甲が、顧客からの商品等に関する苦情若しくは相談又は乙と顧客との間に生じた紛議を理由として、損害を被った場合には、第32条にかかわらず、乙は甲に対して、その全額を補償します。

#### 第17条 (申込み取消し・返品・交換)

1. 乙は、顧客に販売する全ての商品等について、顧客又は顧客の指定する商品等の受領者に引き渡されてから乙が自ら設定又は甲若しくはパートナーが指定する一定期間においては、顧客からの商品等の申込み取消し、返品又は交換を受け付けるものとし、その旨を販売時点に乙の本サイト上に明記するものとします。但し、商品等の特性に鑑みて申込み取消し、返品又は交換を受け付けない場合はあらかじめ販売時点に乙の本サイト上にその旨を明記するものとします。
2. 前項に基づき、乙は、商品等の申込み取消し、返品又は交換について、自己の責任においてこれを処理するものとし、商品等の申込み取消し又は返品の場合には、乙は直ちに自ら又は甲を通じて、パートナーに対する当該商品等の売上取消又は顧客に対する商品代金等の返金を行うものとします。
3. 乙は、商品代金等について第15条に基づく精算が完了する前に、顧客に対して直接商品代金等を返金する場合、甲の承諾を得るものとします。甲の承諾なく直接返金したことにより乙に発生した損害について、甲は一切責任を負いません。これにより、商品代金等の二重の返金が生じた場合、乙は、顧客に対して、直接返金相当額を請求するものとします。
4. 本契約における乙の 価格.com決済利用開始に際し、事前のテストのための商品等の購入等を甲が行う場合、乙は、甲が商品等を購入した後、商品等の返品をすることに同意するものとし、その他テスト費用が発生する場合は、甲乙協議の上、当該費用の負担につき決定するものとします。

#### 第18条 (配送)

1. 甲は、顧客による価格.com決済による決済手続きの完了を確認した場合、速やかに甲所定の方法で乙に決済手続き完了通知をするものとし、乙は、当該決済手続き完了通知から3日以内に顧客へ商品を発送するものとします。但し、乙は、甲の承諾を得た場合、決済手続き完了通知から商品発送までの期間を、最大90日までの任意の期間にすることができます。

2. 乙は、販売した商品の配送に利用する配送事業者について、自己の責任により選定するものであり、乙が配送事業者を利用することにより乙が被った損害については、甲は一切責任を負わないものとします。

3. 乙は、販売した商品を顧客が配送先として指定する住所宛に発送した場合、速やかに甲が指定する方法により出荷済のステータスを登録（以下「出荷完了」といいます。）するものとします。顧客が配送先として指定する住所以外の住所へ商品を送付することにより乙が被った損害については、甲は一切責任を負わないものとします。

4. 甲は、次の各号の期間内に、甲所定の手続きによって顧客から商品未着の通知を受け付けた場合、速やかに甲所定の方法で乙に対して連絡するものとします。この場合、甲は、顧客から収受した商品代金等の支払い（クレジットカード決済の場合は、先行立替金の支払い）を、乙が甲に対して配達完了を証明する書類を提出するまで、留保することができるものとし、乙はこれを承認するものとします。

(1) 出荷完了前 決済手続き完了日から起算して10日目（但し、カカクコムがユーザーに対して送付する注文確認メール等に発送予定日が明記されている場合、当該日付から起算して10日目）から90日目までの期間

(2) 出荷完了後 出荷完了日から起算して3日目から8日目までの期間

5. 乙は、甲から指示があった場合は、甲に対して、当該指示があった日から起算して5営業日（甲の営業日とします。以下、本条において同じ）以内に、配送事業者を通じて商品の出荷を証明する書類又は配達完了を証明する書類を提出しなければならないものとします。また、乙は、本項に基づく甲の指示に対応するため、取扱商品の引渡の状況が確認できる商品発送簿を整備し（当該発送簿は、電磁的記録であっても構わないものとします。）、配送事業者の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書または電磁的データ等を保管するものとします。

6. 第1項に定める期間内に商品を発送できなかった場合及び前項に定める期間内に商品の出荷を証明する書類又は配達完了を証明する書類が提出できなかった場合、甲は、乙に対し、当該Eコマースに係る注文の取消しを指示することができるものとし、乙は、乙が顧客に対して商品等の返品・取消しに関していかなる条件を提示したかに拘わらず、3営業日以内に、甲の指示に従い注文の取消しを行うものとします。但し、甲が相当と判断した場合は、この限りではありません。

7. 甲は、次の各号に規定する場合、当該Eコマースに係る注文の取消し又は顧客に対する商品代金等の返金等の甲所定の処理を行うことができるものとし、乙はこれを承認するものとします。

(1) 顧客による価格.com決済による決済手続きの完了日から起算して100日目までの期間に出荷完了しない場合

(2) 甲による指示から20営業日以内に配達完了を証明する書類を提出しない場合（但し、甲所定の条件を満たす場合は、この限りではありません。）

(3) 第6項に基づき甲による注文の取消しの指示があったにも拘わらず、乙がこれに従わなかった場合

(4) その他やむを得ない事由があると甲が判断した場合

8. 乙は、商品の発送もしくは提供が直ちに行えない場合、またはその遅延が発生した場合には、速やかに顧客に対し発送時期または提供時期を書面または電子メール、あるいは予め規約等により顧客から合意を得ている方法にて通知するものとします。

9. 乙は、顧客が商品の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等、取扱商品の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合は、当該住所に商品を発送しないものとし、顧客にその旨を連絡するものとします。

10. 乙がソフトウェア等の無形物のダウンロード販売を行う場合は、甲が認めた方法による顧客の購入承諾をもって取扱商品の発送とみなすものとします。

## 第19条（届出事項の変更）

1. 乙は、エントリーシート又は申込書の記載事項（締め日を含みます。以下「届出事項」と



いいます。)に変更が生じた場合又は変更することが明らかとなった場合は、直ちに甲所定の方法で変更内容を甲に届け出て、甲の承諾を得るものとし、届出事項について乙による変更の届出がない場合は、甲は届出事項の変更がないものとして取り扱うものとし、

2. 前項の届出がないために、甲から乙への通知若しくは送付書類、商品代金等が延着し、又は到着しなかった場合やその他乙に損害が発生した場合には、甲は当該損害に対して、一切の責任を負わないものとし、

#### 第20条 (地位の譲渡等の禁止)

1. 乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は名義を貸与すること(名板貸し)はできないものとし、

2. 乙は、乙の甲に対する債権を第三者に譲渡(合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問いません。)し、又はこれに質権、譲渡担保その他の担保権を設定することはできないものとし、

3. 乙は、本契約に係るEコマースの業務を第三者に委託できないものとし、但し、甲に事前に申し出た上で、甲の承諾を得た場合は、この限りではありません。

4. 乙は、事業譲渡、合併、会社分割その他手法の如何を問わず、本契約上の自らの地位を第三者(以下「譲渡先」といいます。)に適法に包括譲渡した場合であっても、譲渡先が価格.com決済を継続して利用するためには、譲渡先において改めて第3条及び第8条所定の手続を完了しなければならないものとし、

#### 第21条 (通知)

甲から乙への連絡、通知、請求等は、本規約に別段の定めがある場合を除き、乙が甲に第5条の届出において告知した連絡先(第1項に基づいて変更の通知を受けた場合には当該変更後の連絡先をいい、以下、本項において同様とします。)へ宛てて、書面の送付、ファクシミリ送信又は電子メールの送信によって行うものとし、甲から乙への連絡等が当該連絡先へ宛てて発信された場合、当該連絡等は当該連絡先へ通常到達すべき日に到達したとみなされるものとし、

#### 第22条 (変更等)

1. 甲は、乙と協議することなく 価格.com決済の一部又は全部の変更(以下の各号の変更を含むが、これらに限りません。)ができるものとし、乙は、これをあらかじめ承諾します。但し、変更を行う場合、甲は、適宜変更内容を乙に連絡するものとし、

(1) 甲の指定する提携クレジットカードの拡大又は縮小

(2) 代金決済手段等の追加又は削減

2. 前項の変更により、甲乙間の接続において、乙におけるシステムの変更等の作業が発生する場合、乙は、自己の費用でその対策を講じるものとし、甲は、これに協力するものとし、但し、乙は、その対策に代えて、本契約を解約することができるものとし、

3. 甲は、乙と協議することなく本規約の変更を行うことができるものとし、但し、甲は、甲指定サイト内の所定のページその他相当の方法で、変更後の本規約を掲載するものとし、変更後の本規約を掲載する際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から、本規約の変更の効力が生じるものとし、乙は、随時甲指定サイトを確認し、本規約の変更の有無を確認するものとし、

4. パートナー契約等において規定される乙の義務と本規約上の乙の義務とにおいて抵触する事項が存在する場合は、その限度でパートナー契約等において規定される乙の義務が優先するものとし、また、パートナー契約等が変更された場合で、当該変更に伴い本規約を変更する必要が生じた場合には、本規約は、特段の手続なく必要な限度でパートナー契約等の変更に従って変更されるものとし、

5. 甲は、パートナー契約等を甲の本店所在地に備え置くものとし、乙は甲に14日前に通知することにより甲の営業時間内に限り、パートナー契約等を閲覧することができるものと

します。但し、乙が閲覧できるパートナー契約等は、乙が利用する代金決済手段等に係るものに限られるものとします。また、甲は、パートナー契約等のうち一部を甲の裁量により甲指定サイトに掲載することができるものとします。

6. 本条の各規定にかかわらず、本契約締結後、代金収納代行に関連する法令が施行され、本契約の全部又は一部が当該法令の定める強行法規に違反することとなった場合には、当該部分は、当該法令の施行をもって当然に効力を失うものとし、当該法令において代金収納代行に関する契約において定めなければならないとされている事項がある場合で、本契約に当該規定がない場合には、当該法令に準拠した内容に本契約は変更されたものとみなします。但し、その場合、甲は、乙に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

### 第23条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて知り得た相手方及びパートナーの営業上の機密情報（以下「機密情報」といいます。）を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

（1）開示時に既に公知であった情報又は既に相手方が保有していた情報

（2）開示後、相手方の責によらず公知となった情報

（3）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

（4）開示者が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した開示者の情報

（5）相手方から開示された情報によることなく、独自に取得していたことを証明できる情報

（6）適用のある法令、規則その他これらに準ずる定めにより、開示を要求される情報及び裁判所、行政庁その他の公的機関から開示に関する判決、決定又は要請がなされた情報

2. 前項にかかわらず、甲は、価格.com決済の運用において必要不可欠な範囲に限り、パートナーその他価格.com決済に係る業務を委託している委託先に対して、乙に関する情報を開示・提供できるものとし、この場合、情報の開示先・提供先に対して、前項と同等の義務を負わせるものとします。

3. 甲及び乙は、自らの従業員に対して、第1項と同等の義務を負わせるものとします。

4. 甲及び乙は、第1項に違反して、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対してその損害を賠償する責を負うものとします。

5. 乙は、機密情報が第三者に開示若しくは漏洩され、又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならないものとします。この場合、乙は、直ちに原因究明を含む必要な調査を行うとともに、二次被害の発生その他被害の拡大を防止するために適切な措置を行わなければならないものとします。また、乙は、直ちに再発防止策を策定し、実施した上で、書面により、その内容を直ちに甲に報告し、かつ、その実施の経過報告をしなければならないものとします。

6. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、機密情報を価格.com決済の運用以外の目的に使用してはならないものとします。

7. 乙は、本契約が終了した場合又は甲から要求があった場合は、その要求に従い、直ちに機密情報及び甲より貸与された資料（複写、複製したものを含みます）を返還し、又は、甲の承諾を得て廃棄若しくは消去する等の措置を行うものとします。また、乙は、甲が機密情報の廃棄、消去をしたことを証する書類の提出を求めた場合は、廃棄、消去に関する報告書（年月日、方法、実施者等）と併せて、直ちに甲に提出するものとします。

### 第24条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本契約に基づいて個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法その他関連法令及び個人情報保護に関するガイドラインを遵守するものとし、個人情報の適正な取扱いを確保するものとします。

2. 甲は、本条に定める個人情報の取扱い状況につき、必要に応じて乙に報告を求めることができるものとします。

3. 乙は、個人情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合又は乙において個人情報の滅失・毀損・漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると甲が判断した場合には、速やかに甲に対し、個人情報の滅失・毀損・漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとし、

4. 前項の場合、個人情報の滅失・毀損・漏洩等の発生の日から10営業日以内に、滅失・毀損・漏洩等の原因を甲に対し報告し、再発防止のための必要な措置（乙の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとし、）を講じた上で、その内容を甲に書面で報告しなければならないものとし、

5. 甲は、前項の処置が不十分であると認めた場合その他甲が必要と認める場合には、乙に対し、当該措置の改善の要求、Eコマースの停止その他必要な措置・指導を行えるものとし、乙はこれに従うものとし、

#### 第25条（ID及びパスワードの発行及び保管等）

1. 甲は、甲指定サイトにアクセスするためのID及びパスワード（以下総称して「アカウント」といいます。）を乙に発行するものとし、

2. 乙は、発行されたアカウント（乙のアカウントに紐づき乙が管理するアカウントすべてを含みます。以下、本条において同じ。）の管理責任を負うものとし、第三者に譲渡・貸与・開示してはならないものとし、

3. 甲は、甲指定サイトへの乙によるアクセスについて、使用されたアカウントがいずれも乙に対し発行したものである場合には、乙からの送信として取り扱うものとし、

4. 甲は、アカウントの不正使用等により乙に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとし、甲に損害が発生した場合には、乙が当該損害を賠償するものとし、

5. 乙は、アカウントを機密情報として取り扱うものとし、

6. 乙は、パスワードを第三者に知られた場合またはそのおそれのある場合、直ちに甲に通知するものとし、甲の指示がある場合には、当該指示に従うものとし、

#### 第26条（セキュリティ保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく取引に関し、機密情報及びカード番号等（クレジットカード決済特約1-2において定義します）の保護のため厳密なセキュリティ環境を整備し、保持する義務を負うものとし、当該義務が守られなかった場合、当該違反者は、それにより生じた損害について責任を負うものとし、

2. 前項にかかわらず、第三者による意図的なハッキングその他セキュリティ上の問題により相手方に損害が生じた場合であっても、それが甲又は乙の故意又は過失によらない事由により生じたものであり、かつ、甲又は乙が当該事由を回避するための一般的な措置を講じていると認められる場合には、甲又は乙は、相手方に対して責任を負わないものとし、

#### 第27条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約成立日より1年間とします。但し、期間満了の3か月前までに、甲より書面による意思表示がない場合、本契約の有効期間は、期間満了後、1年間同一条件にて更新されるものとし、以後の更新についても同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、解約しようとする日の3か月前までに相手方に書面にて解約の意思表示をすることにより、解約希望日をもって、甲は、本契約を中途解約できるものとし、

3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲所定の解約申請書により解約申請を行い、甲が当該解約申請を承諾することにより、解約希望日（乙は、全ての受注が配達完了となることが見込まれる日の翌月5日を解約希望日として解約申請書に記載するものとし、）をもって、本契約を中途解約できるものとし、但し、別途甲が解約日を指定した場合は、当該解約日をもって、本契約を中途解約することができるものとし、

4. 前項の場合において、乙は、解約希望日（別途甲が解約日を指定した場合には当該解約日

をいい、以下、本項において同様とします。)までに、価格.com決済を利用したEコマースに係る入金待ちデータ及び与信取得済みデータを削除することとし、甲の指示に従って価格.com決済の利用を停止するものとします。なお、解約希望日が経過した時点において、配達完了又は売上取消となっていないEコマースがある場合、乙は当該Eコマースの処理について甲の指示に従うものとし、甲が乙に代わって、当該Eコマースに係る売上の取消等の甲所定の処理を行っても一切異議を唱えません。

5. 前項に基づく乙の義務を履行しなかったことにより、甲に費用が発生した場合は、乙は、甲に発生した全ての費用を補償するものとします。

## 第28条 (契約解除)

甲及び乙は、相手方が以下の事項のいずれかに該当した場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合、相手方に対して、現実生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 乙が甲に提出したエントリーシート又は申込書に虚偽又は不正確な記載があったとき
- (2) 乙の顧客等からの苦情等により、本サイトが 価格.com決済を利用するサイトとして不適當であると甲が判断したとき
- (3) 価格.com出店ショップではなくなったとき
- (4) 乙が商品等の出荷・配送状況について虚偽の申告又は不正な処理を行ったと甲が判断したとき
- (5) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったときその他支払停止になったとき
- (6) 差押、仮差押、仮処分の申立、若しくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、若しくはこれらの申立を自らしたとき、事業再生 ADR 手続開始の申立をしたとき又は合併によらず解散したとき
- (7) 前二号のほか、信用状態、経営状態等に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難であると認められるとき
- (8) 乙の株主構成に重大な変化が生じたとき
- (9) 乙が代金収納代行の利用において信用販売制度を悪用していると甲が判断したとき
- (10) 乙が甲の同意なく、第14条第3項の支払を2回以上怠ったとき
- (11) 乙の営業又は業態が公序良俗に反すると甲が判断したとき、または営業を停止した場合、もしくは所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
- (12) 乙が第9条に違反して商品等を取り扱ったとき
- (13) 乙の本取扱商品等において瑕疵又は粗悪品が頻発し、顧客に不利益を与えると甲が判断したとき
- (14) 乙が、パートナーから支払を拒絶され又は支払済み分の返還の請求を受けたとき
- (15) 第16条に定める紛争により、パートナーが顧客から商品代金等の支払又はその精算を拒絶され又は拒絶されるおそれがあるとき
- (16) 乙が本契約、パートナー契約等若しくは甲を代理人として締結した加盟店契約その他のパートナーとの間の契約又は法令に違反していると甲が判断したとき
- (17) 決済手段等を提供する事業者として乙が不適當である旨の通知をパートナーから受けたとき
- (18) 理由の如何を問わず、パートナーから本契約の解除を要請されたとき
- (19) 甲への連絡、通知等を求める旨の連絡、通知等を乙に向けて行ったにもかかわらず、これに対する乙からの連絡、通知等が第21条に定める通知が到達したものとみなされる日から14日以内に甲に到達しないとき
- (20) 乙が第10条4項各号に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき
- (21) その他本契約に違反していることが判明したとき、または甲もしくは決済事業者が不適當と認めた場合

## 第29条 (価格.com決済の不提供)

乙は、パートナー契約等の終了、パートナーのサービスの停止若しくは中止等の事由が発生した場合は、甲の判断により、価格.com決済の全部又は一部が提供されなくなる場合があることをあらかじめ承諾し、この場合、甲は乙に対して、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。

### 第30条（価格.com決済提供の停止）

1. 甲は、以下の各号の事由が発生した場合には、当該事由が解消するまで、事前に乙に通知した上で、価格.com決済の全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後に通知することで足りるものとします。

（1）甲が 価格.com決済の提供に関連して使用しているコンピュータシステム（第32条に定める甲の委託先が使用しているコンピュータシステムを含み、以下、本項において同様とします。）の保守作業を定期的に又は緊急に行うとき

（2）甲が価格.com決済の提供に関連して使用しているコンピュータシステムにつき、サーバーダウン、電気通信回線の異常、その他のシステム障害が発生したとき

（3）第28条各号に定める事由が発生したと甲が判断したとき

（4）第31条に定める不可抗力事由その他甲の責めに帰すべからざる事由により価格.com決済の提供が困難になったとき

（5）価格.com決済に係る決済方法のうち乙が現に利用している代金決済手段等に係るパートナーから要請を受けたとき

（6）法令又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する必要があるとき

2. 前項各号の事由が発生した場合において、やむを得ないと甲が判断した場合は、甲は、乙に通知した上で、Eコマースに係る売上の取消し又は顧客に対する商品代金等の返金等の処理を行うことができるものとします。

3. 前二項に基づき、甲が価格.com決済の提供の停止等の措置を行ったことにより、乙及び顧客が損害を被ったとしても、甲は一切の責任を負わないものとします。

### 第31条（不可抗力による免責）

甲又は乙は、自ら合理的にコントロール可能な範囲外であり、かつ、合理的な努力により克服不可能な事由又は状況（以下「不可抗力事由」といいます。）の結果として、本契約上要求される履行に関して履行遅延又は履行不能となった場合には、当該履行遅延又は履行不能について責任を負わず、当該履行遅延又は履行不能を理由として本契約に違反するとはみなされないものとします。不可抗力事由には、地震、火災又は重大な病気の流行等の自然的理由の結果としての不可抗力、価格.com決済、本サイト、これらを接続するシステム、通信回線又は 価格.com決済若しくは本サイトに関連するデータセンターの不具合又は故障等の不可抗力及び政府の法律、方針又は行政指導等の不可抗力が含まれるものとします（但し、これらに限りません）。但し、甲又は乙は、当該不可抗力事由が除去された場合には、速やかに本契約上要求される履行を再開するよう最善の努力をするものとします。

### 第32条（委託等）

1. 甲は、本契約上の自己の業務の全部又は一部を第三者に行わせることができるものとします。

2. 甲が本契約上の自己の業務の全部又は一部を委託等によって第三者に行わせている場合には、当該第三者の当該業務に関連する行為は、本契約の適用上、甲の行為とみなすものとします。

### 第33条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約の履行に関連して、相手方の責に帰すべき事由により現実に損害を被った場合、以下の各項のとおり、その損害の発生原因に応じ、相手方に対して、損害賠償請求ができるものとします。但し、損害賠償の範囲には逸失利益等の間接損害及び偶発損失等の特

別損害を含まないものとし、また、自ら損害の拡大を防止しうるにもかかわらず防止しなかった場合には、拡大を防止しえた金額について相手方に対して、損害賠償請求ができないものとします。

2. 前項にもかかわらず、システム障害（不可抗力事由を除く）に起因する損害については、損害発生時点から過去6か月の間（当該損害発生時点が本契約締結日から6か月経過していない場合には、本契約締結日から当該発生時点までの間）に発生した、申込書記載の手数料金額の総額を上限とします。

3. 前二項にもかかわらず、甲又は乙は、パートナーにおける故意又は過失に基づく損害を相手方に請求できないものとします。この場合、甲又は乙からパートナーに対して直接損害賠償の請求を行うことを妨げるものではありません。

4. パートナーから甲が損害賠償を請求された場合で、当該損害が、乙が本契約、パートナー契約等若しくは甲を代理人として締結した加盟店契約その他のパートナーとの間の契約に違反したこと又は乙の責めに帰すべき事由による場合には、前項は適用されないものとし、甲がパートナーに損害賠償金を支払った場合には、乙は当該賠償金の全額を甲に支払うものとします。

5. 第1項、第2項及び第4項の損害賠償請求は、損害発生の日から3か月以内に行わなければ、請求権を行使できないものとします。

#### 第34条（契約終了後の処理）

第27条若しくは第28条により、又はその他の事由により本契約が終了した場合でも、契約終了までに行われた 価格.com決済を利用した個別の取引は、有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該取引による債務の履行が完了するまで本契約に基づき取り扱うものとします。但し、甲及び乙が別途合意した場合は、この限りではありません。

#### 第35条（存続条項）

第27条若しくは第28条により、又はその他の事由により本契約が終了した場合でも、第14条（価格.com決済利用の対価）第1項、第16条（事故処理）、第17条（申込み取消し・返品・交換）第2項、第19条（届出事項の変更）第2項、第23条（守秘義務）、第24条（個人情報の取扱い）、第26条（セキュリティ保持義務）、第29条（価格.com決済の不提供）、第31条（不可抗力による免責）、第33条（損害賠償）、第34条（契約終了後の処理）、本条、第37条（管轄裁判所）及び第38条（準拠法）については、本契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第36条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項について疑義が生じた場合、甲乙両者が誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### 第37条（管轄裁判所）

本契約に関連する一切の甲乙間の裁判上の紛争は、その訴額に従い、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第38条（準拠法）

本契約及び本契約に関連して甲乙間で締結される契約の一切については、全て日本国の法律が適用されるものとします。

制定 2021年12月1日（version 3.0）

## クレジットカード決済特約

### 第1款 総則

#### 1-1 (本款の適用)

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用する場合には、価格.com決済ショップ利用規約（以下「基本規約」といいます。）の規定のほか、本特約の本款の規定を適用するものとします。

#### 1-2 (用語の定義)

1. 本款において「カード番号等」とは、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード）をいいます。

2. 本款において「実行計画」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。

3. 本款において「仕向け先カード会社」とは、甲とカード包括代理加盟店契約を締結し、価格.com決済の「クレジットカード決済」に係る処理を承認している本カード会社のうち、甲乙の協議で決定し、または本特約の定めに従い甲が決定したカード会社であって、現に価格.com決済の「クレジットカード決済」を通じて乙に対しクレジットカード決済を提供する本カード会社をいいます。

#### 1-3-1 (対象カード)

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用できるのは、甲が指定するクレジットカード会社（以下、本款において「本カード会社」といいます。）のうち、甲を代理人として加盟店契約を締結した本カード会社が発行するクレジットカード及び本カード会社が提携するカード会社のカードのうち本カード会社取り扱いを承認したもの（以下、本款において「本カード」といいます。）を利用した決済に限られるものとします。

#### 1-3-2 (仕向け先カード会社)

1. 甲は、甲の任意の判断で仕向け先カード会社を選定、決定および変更（加除）し、決済データの伝送、その他乙へクレジットカード決済を提供するために必要な処理を当該仕向け先カード会社との間で行うことができるものとします。この場合において乙は、甲が仕向け先カード会社を選定、決定および変更（加除）を行うために必要と判断し乙に対し行う、照会、質問、その他資料提供の要請等に対し、速やかに応じるものとします。

2. 前項にかかわらず、乙から甲に対して特定のカード会社を仕向け先カード会社として選定したい旨の申し出があった場合であって、甲乙協議のうえで、仕向け先カード会社を指定したときには（以下、当該指定した仕向け先カード会社を、「指定仕向け先カード会社」といいます。）、甲は可能な限り指定仕向け先カード会社を通じてクレジットカード決済を提供するものとします。ただし、指定仕向け先カード会社による審査不通過、その他指定仕向け先カード会社の都合により当該指定仕向け先カード会社を通じたクレジットカード決済を行えない場合、本項の定めにかかわらず甲は、前項に従い仕向け先カード会社を決定できるものとします。

3. 前項前段の場合において甲は、必ず指定仕向け先カード会社を通じたクレジットカード決済の提供が行えることを保証いたしません。

4. 乙は、仕向け先カード会社（または指定仕向け先カード会社）の審査結果により、クレジットカード決済において利用できるカードブランドが制限される可能性があること、および当該制限について甲は何ら責任を負わないことを予め承諾します。

5. 乙は、クレジットカード決済の利用にあたっては、仕向け先カード会社各社が定めるカード加盟店規約の内容を確認し、当該規約に同意の上で、これらを遵守するものとします。

#### 1-4（加盟店契約の締結）

1. 乙は、甲を代理人として、本カード会社の全部又は任意の一部に対し、次項に従って加盟店契約の締結を申し込むものとします。

2. 乙は、加盟店契約の締結に関する甲及び本カード会社所定の資料、情報等を甲に提供するものとし、甲は、乙を代理して、これらを本カード会社に提出することによって前項の申込を行うものとします。

3. 甲は、第1項の申込に係る本カード会社から当該申込みに対する諾否の通知を受けた場合、直ちに、その通知の内容を甲所定の方法によって乙に通知するものとします。但し、乙は、本カード会社が乙を加盟店として適当と認めない場合その他乙が加盟店になることができない場合があること及び本カード会社が当該申込みを承諾しない場合の不承諾の理由の開示を甲及び本カード会社に求める権利を有しないことをあらかじめ承諾するものとし、甲及び本カード会社は、当該不承諾の理由を乙に開示する義務を負わないものとします。

4. 第1項の申込みに係る加盟店契約の内容は、当該申込みに係る本カード会社所定のクレジットカード加盟店規約その他本カード会社が定めるところによるものとします。

#### 1-5（代理権の授与）

乙は、甲に対して、以下の事項について、包括的に代理する権限を授与するものとします。

- (1) 本カード会社との加盟店契約の締結及び一切の覚書等の締結
- (2) 加盟店契約に関連する本カード会社との間の一切の取引
- (3) 信用販売の申込の意思表示の受領
- (4) 加盟店に関する本カード会社への届出
- (5) 加盟店の申請
- (6) 売上承認の取得（売上取消しを含みます。）
- (7) 売上請求に関する事項
- (8) 立替払い金又は債権譲渡代金の受領
- (9) 本カード会社が加盟店契約に基づき乙に対して行う通知の受領
- (10) その他、甲及び乙が合意し、本カード会社が承認した業務

#### 1-6（信用販売拒絶及び差別的取扱いの禁止）

乙は、本カード会社との会員契約に基づき本カードでの決済によるEコマースの申込みを行った顧客（以下、本款において「カード利用者」といいます。）に対して、正当な理由なくEコマースを拒絶したり、直接現金払いや甲の指定する本カード以外のクレジットカード等の利用を要求したりする等して他の支払方法を強制すること等本カードの円滑な運用を妨げるような制限を行ってはならないものとします。また、乙は、カード利用者に対して現金で決済が行われた場合と異なる代金を請求し、又は販売金額に本契約に定める以外の制限を設ける等当該カード利用者に不利となる差別的行為を行ってはならないものとします。

#### 1-7（セキュリティ確保措置）

1. 乙は、基本規約第26条に定めるセキュリティ保持義務として、自己の管理するサーバー、ホームページの枠組み及びデータベースシステムが第三者による閲覧、盗用、改竄、破壊等（不正アクセスか否かを問わない）を受けないようファイアウォール等の安全措置を講じる義務を負うものとします。

2. 乙は、基本規約第26条に定めるセキュリティ保持義務として、カード利用者にインター



ネット上に申込情報を送信させる場合には、カード番号等及び申込みに関する情報を含む一切の情報が、閲覧、盗用、改竄、破壊等（不正アクセスか否かを問わない）を受けられないよう情報を暗号化する等の安全措置を講じるとともに一切の情報を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

#### 1-8（システム運営に関する責務）

乙は、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) カード利用者との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的にカード利用者が不利にならないよう取り計らうものとし、甲及び乙が責任を取り得ない範囲についてカード利用者が理解できるよう本サイト上に明示すること
- (2) カード利用者からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと
- (3) 乙の作成した販売条件や商品等説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品等の販売、提供を行うこと
- (4) カード利用者に対し購入の申込み、承諾について、その仕組みを提示し、カード利用者が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること
- (5) カード利用者との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること
- (6) インターネット上で提供した取扱商品等に関する発送の体制が整っており、同体制を維持すること

#### 1-9-1（乙の役割）

1. 乙は、以下の各号に定める資料等を乙の責任においてEコマースを行った日から7年間保管するものとし、甲又は本カード会社から当該資料等の請求があった場合、速やかにそれらを甲又は本カード会社に提示するものとします。

- (1) カード利用者からの商品等購入の申し込み受け付けの記録及び売上に関する資料、その他の通信販売に係る申込に関する証跡（葉書、FAX 書面、申込受付票および申込受付データ等を含む。以下同じ。）
- (2) 通信販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）
- (3) パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
- (4) 商品等の内容を説明する資料
- (5) 商品等の仕入れに関する証跡
- (6) 商品の引渡しに係る商品発送簿及び運送機関の荷受け伝票その他商品等の発送に関する証跡（発送伝票を含む）および会員作成に係る受領書等
- (7) 商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して乙が作成した書類・記録
- (8) その他当該調査を行うにあたって仕向け先カード会社が必要と判断する資料

2. 乙は、本カード会社とカード利用者との間の契約期間その他の契約関係及び甲が本カード会社と運用するクレジットカード取引システムをあらかじめ承諾するものとします。

#### 1-9-2（クレジットカード決済の利用）

1. 乙は、甲に対して、以下の各号の行為を行う権限を付与するものとします。

(1) 乙がクレジットカード決済利用のために甲の所定の方法で甲に提出した決済データについて、本カード会社に伝送等により引渡すこと。なお、当該引渡しを実行するために、甲が通信回線事業者等の第三者の提供するサービスを利用することは、甲の任意とします。

(2) 過誤、詐欺または不正な取引の結果、本カード会社に伝送または磁気記憶媒体等により引渡された決済データおよびそれに基づく処理をキャンセルすること。

2. 乙は、顧客から本カード会社に対し、顧客のクレジットカードを利用した取引についての照会があった場合に、本カード会社から甲を通じて乙に対し、顧客の個人情報の開示・提供の要請がなされた場合には、本カード会社が指定する顧客の個人情報を取得し、カード会社へ提

供する義務を負うものとし、かかる旨を乙の規約上において顧客に対し明示するものとし  
ます。

#### 1-10 (事前承認の義務)

1. 乙は、カード利用者から本カード決済によるEコマースの申込みがあった場合は、価格.com決済を介し、善良なる管理者の注意をもって、本カード会社に承認を求め、通知されたカード番号等の有効性を確認するものとし  
ます。
2. 乙は、本カード会社からの承認を得られた場合には、遅滞なく、カード利用者の申込みに対する販売の諾否をカード利用者に対して通知するものとし  
ます。
3. 本カード会社の承認を得ないでEコマースを行い、かつ、甲及び本カード会社の手続に瑕疵のない場合には、乙は、当該Eコマースの代金全額について一切の責任を負うものとし、これにより甲が損害を被ったときは、基本規約第33条の規定にかかわらず、乙は甲に対してその全額を補償し  
ます。
4. 乙は、本カード会社からの承認について、Eコマースの申込者が会員本人であることを保証するものでないことを承諾するものとし  
ます。

#### 1-11 (売上データの送付)

1. 乙は、カード利用者に商品等の販売を行った場合には、甲に対して、本カード会社所定の商品等の売上に関するデータ（以下、本款において「売上データ」といいます。）を、本カード会社の指示がある場合には、当該指示に従い、送付するものとし、甲は、甲の定めるところに従い、売上データを本カード会社に送付するものとし  
ます。
2. 乙は、前項の売上データを送付するに際し、以下に定める日が売上日でなければならないものとし  
ます。
  - (1) 乙が商品の販売をした場合は、商品の発送日
  - (2) 乙が役務を提供した場合は、役務の提供日
  - (3) 乙が販売する商品がソフトウェア等の無形物の場合は、基本規約第18条（配送）第10項の発送とみなす日
  - (4) 前3号に該当しない取扱商品の場合は、別途甲が指定する基準により決定した日
3. 乙は、第1項の売上データの送付に際し、以下に掲げる行為を行ってはならないものとし  
ます。
  - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該信用販売によって発生した債権以外の債権を記録すること
  - (2) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上データを送付すること（なお、1回の取引とは乙における1回の商品発送のことをいいます。）
  - (3) 事実と異なる期日や架空・水増しした商品代金等を記録する等の不実・不正の売上データを送付すること
4. 次の各号に該当する場合で、それにより甲に損害が生じた場合には、基本規約第33条の規定にかかわらず、乙は当該損害の全額を賠償するものとし  
ます。
  - (1) 売上データが正当なものではないとき
  - (2) 売上データ記載の金額、取引日付、その他の内容に不実・不備があるとき

#### 1-12 (Eコマースの特則)

乙は、基本規約第8条第3項各号に掲げる事項に加え、以下の事項を本サイト上で明示するものとし  
ます。

- (1) 許認可その他乙の事業遂行上適用を受ける法令により定められた資格がある場合はその内容
- (2) 甲が定める方法による、カード利用者が本カードを利用できる旨の加盟店標識
- (3) 商品等の引渡し時期及び方法
- (4) 乙のホームページの URL

- (5) 乙の取扱商品等
- (6) 暗号化等の措置を講じても、申込みデータ等の秘密性を完全には保持できないこと

#### 1-1 3 (取扱商品等の特則)

1. 乙は、基本規約第9条第1項に掲げる事項に加えて、乙は、以下の商品等を本サイトにおいて取り扱うことはできないものとします。但し、第1号、第2号及び第5号については、甲及び本カード会社が承諾した場合はこの限りではありません。
  - (1) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券、タバコ、金銀の地金
  - (2) サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品
  - (3) 動物、生き物
  - (4) 事実誤認を生じさせるもの
  - (5) 連鎖販売取引に関わる利用
  - (6) 乙とカード利用者との間で立替金・売掛金の精算、融資等を実質的な目的とした利用
  - (7) カード利用者に販売した商品を、乙又は第三者がカード利用者から買い取ることによって、カード利用者に現金その他の財産を取得させることを目的としてなされる取引（換金目的等の利用）
  - (8) 第三者の売掛金の決済・回収のための利用
2. 乙は、インターネットを介したソフトウェアのダウンロード等の方法により、ソフトウェア及びデジタルファイルの形式での情報等の通信販売を取扱う場合には、あらかじめカードの不正使用防止策を講じたうえで、事前に甲に申出を行い、甲の承諾した運用方法によりEコマースを行うものとします。

#### 1-1 4 (協力義務)

乙は、甲から依頼があった場合、Eコマースに関する一切の事由、本カード会社と甲との間の契約に関する事項、乙の財務状況又はカード利用者の決済の履歴等の調査に関する協力をするものとします。

#### 1-1 5 (クレジットカードの不正利用防止対策)

1. 乙は、クレジットカード決済を利用した信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「カード番号等不正利用」といいます。）に該当しないことを確認しなければならないものとします。この場合において、乙は、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれを行うものとします。
2. 乙は、カード利用者から本カード決済によるEコマースの申込みを受け付けた後、（a）申込者がカード登録をした本人以外であると疑われる場合（カード名義・会員の性別・カード発行会社・会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、甲又はカード会社があらかじめ通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合を含みますが、これに限られません。）、あるいは（b）カード使用状況が不審と思われる場合（同一会員が異なる名義のカードを使用した場合、当該取引について日常の取引から判断して異常な大量若しくは高価な購入の申込がある場合を含みますが、これに限られません。）、（c）甲、乙、仕向け先カード会社もしくは本カード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、または仕向け先カード会社の信用が毀損される恐れがあると仕向け先カード会社が判断する取引であって、仕向け先カード会社より加盟店契約締結時または締結後に指定された場合、（d）仕向け先カード会社が指定していない場合であっても（c）に該当するおそれがあると客観的・一般的に認められる取引に関しては、Eコマースを行わないものとし、直ちにその事実を甲に連絡するものとします。同一の顧客から多数のカードによる申込があった場合には、特に注意を払うものとします。
3. 乙が第1項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体

的方法及び態様は、甲が所定の方法により別途定めるとおりとします。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、乙はこれに応ずるものとします。

5. 乙が前各項に違反してEコマースを行った場合、乙は、当該Eコマースの代金全額について一切の責任を負うものとし、これにより甲が損害を被ったときは、基本規約第33条の規定にかかわらず、乙は甲に対してその全額を補償します。

6. 乙が本人以外の者を正当にクレジットカードを保有している本人と誤認して通信販売を行ったことにより生ずる紛争については、すべて乙がその責任と費用において解決するものとします。

7. 乙は、本条第3項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ甲と協議しなければならないものとします。

#### 1-16 (カード番号等不正利用発生時の対応)

1. 乙は、その行った信用販売につき、カード番号等不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。

2. 乙は、前項の場合には、直ちにその旨を甲及び本カード会社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

3. カード番号等不正利用が発生し、甲及び本カード会社が当該カードの使用状況等の調査への協力を求めた場合、乙は、これに協力するものとします。また、乙は、必要に応じて警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

4. 乙は、甲に対し、クレジットカード決済の利用にあたり、クレジットカード決済の利用期間中において、カード番号等の不正利用発生時の対応を適切に行うため、前各項に定める事項を遵守する社内体制を構築していることを表明し保証します。

#### 1-17 (信用販売)

1. 乙は、カード利用者がEコマースによる商品等の販売を求めた場合は、本規約に従い、カード利用者に対して、速やかに、カード利用者の指定する場所に、正当な方法により商品等を引き渡すものとし、また、引渡しの遅延や品切れ等が生じた場合、乙は速やかに当該カード利用者に連絡を行い、書面をもって引渡時期等を通知するものとします。

2. 商品等の送付先は、原則としてカード利用者の住所地とし、カード利用者の住所地以外に発送した場合には、乙が全責任を負うものとします。

3. 本カード会社は甲を通じて乙に対して、乙が引き渡した商品等の代金をカード利用者に代わって立替払い（以下、本款において、当該立替払いにより支払われる金銭を「本立替払い金」といいます。）又は乙が本カード会社に譲渡する売上債権の債権買取代金（以下、本款において「債権買取代金」といいます。）の支払いを行うものとします。

4. 甲は、前項の本立替払い金又は債権買取代金について、締め日から6銀行営業日以内に、1-19に従って、乙に対してあらかじめ立替払いをするものとします（以下、本款において、当該立替払い金を「先行立替払い金」といいます。）。但し、1-24第1項の場合にはこの限りではありません。

#### 1-18 (乙による商品代金等の請求の禁止)

1. 乙は、本カード決済により商品等の販売を行った場合には、カード利用者に対して、自ら商品代金等を請求することはできないものとします。

2. 乙は、カード利用者から商品代金等の弁済を受けた場合には、直ちに甲に通知の上、甲に当該商品代金等の全額を支払うものとします。

#### 1-19 (精算・相殺の特則)

基本規約第15条第1項にかかわらず、締め日までに売上確定した商品等についての1-17第4項に基づく先行立替払い金の総額及び本手数料等は、当該締め日に対応する本決済日毎に、それぞれの支払期日が到来するものとし、甲及び乙は、本手数料等と当該先行立替払い金の総額とを何ら個別の意思表示を要することなく、対当額にて相殺するものとします。

#### 1-20 (申込み取消し・返品)

1. 乙は、カード利用者との商品等の代金が決済される前までは、カード利用者からのEコマースの申込み取消しを受け付けるものとします。なお、申込み取消しを受け付けた場合、乙は、直ちに甲指定の方法により甲へ通知するものとします。

2. 乙は、商品等の代金の計上日から商品等の最終お届け先到着後甲又は本カード会社が設定する期間を経過するまでの間に、カード利用者から商品等の返品又は交換等の指示を受けた場合、これを受け付けるものとします。なお、返品等を受け付けた場合、乙は、直ちに甲指定の方法により甲へ通知するものとします。

#### 1-21 (カード利用者からの返品に伴う先行立替払い金の返還)

前条第2項に基づきカード利用者から商品等の返品があった場合であって、当該商品等に係るEコマースにより乙が1-17第4項に基づく先行立替払い金を甲より既に受領しているときには、甲は、当該先行立替払い金につき返還を求めることができ、その場合には、乙は甲に対して直ちに当該先行立替払い金を返還するものとします。

#### 1-22 (商品等の所有権)

1. 本カード決済によるEコマースにより販売した商品等の所有権(役務の提供を受ける権利を含む。以下、本款において同じ)は、1-17第4項に基づく先行立替払い金の支払のときに乙から甲に移転し、同条第1項に定める本立替払い金又は債権買取代金の支払のときに、甲から乙に移転するものとします。但し、甲と本カード会社間の契約又は本カード会社の加盟店規約により、本立替払い金又は債権買取代金の支払によって乙から本カード会社に商品等の所有権が移転するとされている場合には、甲から本カード会社に移転するものとします。

2. 乙は、商品等の所有権に関し、前項の規定と矛盾する合意をカード利用者との間で行ってはならないものとし、乙は、商品等の所有権に関し、前項の規定と矛盾する合意を顧客との間で行っていた場合においても、前項の規定が優先することを確認するものとします。

3. 1-24第1項に定める場合には、乙が先行立替払い金を甲に返還したときに、当該先行立替払い金の対象となっている商品等の所有権は直ちに乙に復帰するものとします。

4. 偽造カードが使用され、又は本カードが第三者に使用される等により、乙がカード利用者以外の者に対してEコマースを行った場合であっても、甲が乙に対して先行立替払い金を支払った場合には、Eコマースを行った商品等の所有権は、第1項と同様の取扱いとします。

5. 前項の場合には、Eコマースを行った商品等の所有権が乙に帰属する場合でも、甲は、必要があるときは、乙に代わって商品等を回収できるものとします。

#### 1-23-1 (乙の情報の登録及び利用)

1. 乙は、本契約により発生した取引に基づく乙又は乙の代表者(以下、本条および次条において「乙等」といいます。)に関する情報及びサービス申込書の記載事項(変更内容の届出を含む)に加え、以下の各号に定める事項を、本カード会社以外のクレジットカード会社(以下、本款において「他のクレジット会社」といいます。)に通知し、又は甲若しくは本カード会社が参加する信用情報機関その他の信用情報機関に、本契約終了後も登録し、本カード会社、他のクレジット会社、金融機関若しくは当該信用情報機関等の加盟各社が自己の取引上の

判断のために、これを利用すること及び公的機関からの照会に回答することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 乙ならびにショップの名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等乙等が本契約等申込時および変更届け時に届け出た事項

(2) 本契約等締結日、登録申請または加盟申込日、登録または加盟日、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の乙等と甲および／または本カード会社との取引に関する事項

(3) 乙等のカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含みます。）

(4) 甲および／または本カード会社が収集した乙等のカード利用履歴（乙等がカード等の保有者としてカード等を利用して取扱商品の販売・提供を行った履歴をいいます。）

(5) 乙等の営業許可証等の確認書類の記載事項

(6) 甲および／または本カード会社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項

(7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

(8) 甲および／または本カード会社が登録もしくは加盟を認めなかった場合、その事実および理由

(9) 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項

(10) 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項

(11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実 および事項

(12) 顧客から甲および／または本カード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、甲および／または本カード会社が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報

(13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

(14) 甲、本カード会社または加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）  
2. 乙は、サービス申込書による審査及び本契約に基づく取引上の判断のために、他のクレジット会社や信用情報機関等から乙及びカード利用者に関する情報を甲が入手し、利用することに同意するものとします。

3. 乙等は、甲および／または本カード会社が本契約等に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条第 1 項第 1 号ないし第 1 4 号記載の加盟店情報のうち個人情報について、当該委託先に預託することに同意するものとします。

#### 1-2 3-2（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 乙等は、加盟店情報につき、甲および／または本カード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意するものとします。

(1) 本契約等の締結審査、登録申請または加盟申込審査、本契約等締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、甲および／または本カード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、乙等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

(2) 加盟信用情報機関所定の乙等に関する情報（以下「登録加盟店情報」といいます。）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

(3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための登録申請または加盟申込審

査、登録または加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 甲および／または本カード会社が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、別紙1に記載のとおりとします。なお、甲および／または本カード会社が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または別紙3に記載するものとします。

#### 1-2 3-3 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

甲および／またはカード会社は、乙等が1-2 3-1 (加盟店情報の取得・保有・利用)ないし前条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、解約の手続きをとることができます。

#### 1-2 4 (先行立替払い金の取戻し)

1. 甲は、1-1 7第4項に基づき先行立替払い金を乙へ支払ったにもかかわらず、以下の事由が生じた場合又はそのおそれが生じたとき甲が判断した場合、当該先行立替払い金につき返還を求めことができ、その場合には、乙は甲に対して直ちに当該先行立替払い金を返還するものとします。

(1) 商品等の販売を行った日から60日以上経過して(甲と本カード会社が別途合意した期日がある場合には当該期日を経過して)売上データが甲に送付されたとき

(2) 1-1 0に反して甲を介して本カード会社の事前承認を得ずにEコマースを行ったとき

(3) 甲と本カード会社間の契約により、本カード会社が甲に対して①本立替払い金又は債権買取代金の支払いを拒絶若しくは留保し、又は②本カード会社が甲に対して既に支払った本立替払い金又は債権買取代金の返還を求めたとき

(4) カード利用者より当該カードの利用が自己の利用によるものではない旨又は金額が相違する旨その他の疑義の申し出が、甲又は本カード会社にあったとき

(5) 基本規約第16条に定める紛議が、商品等の販売を行った日より60日を経過しても解消しないとき

(6) 基本規約第16条に定める紛議によりカード利用者の本カード会社への売上債権の支払が滞ったとき又はカード利用者が商品等の購入否認をしたとき

(7) 売上データが正当なものではないとき

(8) 売上データ記載の金額、取引日付その他の内容に不実、不備があるとき

(9) カード利用者が本カード会社又は本カード会社が現在及び将来において提携する会社、組織に売上債権を支払わないとき

(10) 本カードによる売上に関し、カード利用者が本カード会社又はカード利用者の所属する他のカード会社等に支払停止の抗弁を申し出たとき

(11) 乙とカード利用者とのEコマースに係る契約がその理由のいかんを問わず取消、解除又は解約されたとき

(12) カード利用者となるべき資格を有しない申込者及びカード利用者以外の第三者が本カードを利用したとき

(13) 1-9第1項に規定する文書が保管されていなかったとき又は甲若しくは本カード会社から1-9第1項に規定する文書の提出を求められた場合にこれに応じなかったとき

(14) 乙が本カード会社から加盟店契約を解除されたとき

(15) 甲が乙の取扱商品等及び通信販売の方法等について、変更又は改善の要請をした場合において、乙がこれに従わないとき

(16) その他乙が本契約及びこれらに付帯する契約に違反したとき

2. 前項の場合において、乙が先行立替払い金を返還しない場合、甲は、基本規約第15条第2項に定める次回の本受領額の残額と当該先行立替払い金を対当額にて相殺できるものとします。なお、甲が上記により相殺できない場合は、甲の請求に従い乙は支払うものとします。

3. 甲は、先行立替払い金を支払う前に、第1項記載の各事由のいずれかに該当した場合、又はそのおそれが生じたとき甲が判断した場合、甲は、調査が完了し、甲が先行立替払い金の支払

を相当と認めるまで1-17第4項に定める甲から乙への先行立替払い金の支払を保留することができるものとし、乙は、これらの調査に協力するものとします。

#### 1-25 (削除)

#### 1-26 (売上計上後のキャンセル処理)

乙が商品等の販売を行った日から2か月以内に乙より甲に対して販売取消依頼があった場合、甲乙合意の上、売上計上後のキャンセル処理を実施できるものとします。

#### 1-27 (カード番号等の適切な管理)

1. 乙は、クレジットカード決済その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱い又は利用してはならないものとします。

2. 乙は、すべて乙の費用と責任において割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。

3. 乙は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。

4. 乙が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、甲が所定の方法により別途定めるとおりとします。

5. 前項の規定にかかわらず、甲は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、乙はこれに応ずるものとします。

6. 乙は、甲に対し、クレジットカード決済の利用にあたり、クレジットカード決済の利用期間中において、前各項に定める事項を遵守するための社内の管理体制を構築していることを表明し保証します。

#### 1-28 (カード番号等の取扱いの委託)

1. 乙は、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、以下の各号に定める基準に従わなければならないものとします。

(1) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者(以下「受託者」といいます。)が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。

(2) 受託者に対して、前条第2項及び第3項の義務と同等の義務を負担させること。

(3) 受託者が前条第4項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、前条第5項に準じて甲から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。

(4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。

(5) 受託者があらかじめ乙の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。

(6) 受託者が乙から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、次条各項に準じて、受託者は直ちに乙に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を乙に報告しなければならない旨を委託契約中に定め



ること。

(7) 乙が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し1-33(調査)に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。

(8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、乙は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

2. 乙は、甲に対し、本契約の締結にあたり、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、当該委託に係る契約の有効期間中において、前項各項の定めに関し委託先の管理・指導を行うために必要な体制を構築していることを表明し保証します。

3. 甲は、乙に対し、割賦販売法第35条の16第3項のクレジットカード番号等取扱受託業者として、カード番号等の適切な管理(割賦販売法施行規則第133条に定める措置を含むが、これに限られない。)を行うための体制を構築していることを表明し、保証します。

#### 1-29(事故時の対応)

1. 乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、乙は、自らの費用と責任で遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとし、

(1) 漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること。

(2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。)その他の事実関係及び発生原因を調査すること。

(3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。

(4) 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける顧客に対してその旨を通知すること。

2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、乙は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとし、

3. 乙は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を甲及び本カード会社に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとし、

(1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法

(2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果

(3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール

(4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容

(5) 前各号の他これらに関連する事項であって甲又は本カード会社が求める事項

4. 乙又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合であって、乙が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、甲又は本カード会社は、事前に乙の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る顧客に対して通知することができるものとし、

5. 乙の責に帰すべき事由により、仕向け先カード会社、カード発行会社または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、仕向け先カード会社、カード発行会社および他の加盟店は、乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、

6. 乙がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の各号の金額は、仕向け先カード会社またはカード発行会社の損害とみなすものとし、なお、仕向け先カード会社またはカード発行会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。

(1) 漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等(以下、「対象カード番号等」といいます。)に係るカード(家族カード・子カード等を含む。)の差替に掛かる費用の金額

(2) 対象カード番号等を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く。）の金額

(3) 会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額

7. 前項を適用するにあたり、乙が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、乙が保有する残りのカード番号等のうちデジタルフォレンジック調査結果に記載のある漏洩確定（懸念）が検知された対象期間に含まれるものについて、漏洩のおそれがないことを乙が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。

8. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

### 1-30（債権譲渡等の禁止）

乙は、乙の本カード会社に対する債権を第三者に譲渡、質入れする等の担保に供することはできないものとします。

### 1-31（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲又は本カード会社は、乙に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとします。

(1) 乙が1-27（カード番号等の適切な管理）第3項、第5項若しくは1-28（カード番号等の取扱いの委託）の義務を履行せず、又は受託者が1-28（カード番号等の取扱いの委託）第1項第2号若しくは同条第3号により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。

(2) 乙又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、1-29（事故時の対応）第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。

(3) 乙が1-10（事前承認の義務）若しくは1-15（クレジットカードの不正利用防止対策）第1項、第2項又は第4項に違反し又はそのおそれがあるとき。

(4) 乙が行った信用販売についてカード番号等不正利用が行われた場合であって、1-16（カード番号等不正利用発生時の対応）第1項から第3項の義務を相当期間内に履行しないとき。

(5) 前各号に掲げる場合の他、乙の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、甲又は本カード会社に対し、乙についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

2. 甲又は本カード会社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、乙が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、乙と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、乙はこれに応ずるものとします。

### 1-32（届出事項の特則）

基本規約第18条の規定にかかわらず、乙は、1-15（カード番号等不正利用防止対策）第3項又は1-27（カード番号等の適切な管理）第4項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじめ甲と協議しなければならないものとします。

### 1-33（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、甲は、自ら又は甲が適当と認めて選定した者により、乙に対して当該事由に対応して①カードの使用状況、②乙によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④乙が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容及び態様その他通信販売の内容、および⑤乙が通信販売により取得した売上債権に関係

する、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関係するその他の必要な事項について必要な範囲で調査を行うことができ、乙はこれに応ずるものとします。

(1) 乙又は受託者においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じたとき。

(2) 乙が行った信用販売についてカード番号等不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。

(3) 乙が本契約の条項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。

(4) 乙と会員の間で紛議が生じた場合。

(5) 前各号に掲げる場合の他、乙の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、甲が乙に対する調査を実施する必要があると認めたとき。

2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。

(1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法

(2) カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する乙の書類、1-9-

1 (乙の役割) 第1項各号に規定する書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法

(3) 乙若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける方法

(4) 乙又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、当該情報の取扱いに係る業務について調査する方法

3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。

4. 甲は、第1項第1号又は第2号の調査を実施するために必要となる費用であつて、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを乙に対して請求することができるものとします。但し、乙が自主的な調査及び甲への報告を実施している場合にはこの限りではありません。

5. 乙は、仕向け先カード会社が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または仕向け先カード会社が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他仕向け先カード会社が乙から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。

6. 乙は、仕向け先カード会社が求めた場合、速やかに、計算書類等（乙が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書、またはこれに準ずるものをいう。）、その他乙の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。

7. 乙は、仕向け先カード会社が別途請求した場合は、仕向け先カード会社が別途指定した事項を報告するものとします。

8. 前各項の規定にかかわらず、甲は、乙に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとします。

#### 1-3 4 (本カード会社に対する責任)

1. 乙は、乙側の事由に起因して仕向け先カード会社から損害賠償その他法的な請求（契約上の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求、甲または乙と仕向け先カード会社間の契約上の請求、本カード会社とカードブランド間の契約上の請求に起因する請求等を含みますが、これらに限られません。なお、カードブランドが定めるレギュレーション等クレジットカードに関する諸規則に基づき発生する罰金、違約金等（名称の如何を問わないものとします。）の支払請求を受けたことに起因する請求は除きます。以下、本条において「損害等」といいます。）及び、カードブランドが定めるレギュレーション等クレジットカードに関する諸規則に基づき発生する罰金、違約金等（名称の如何を問わないものとし、以下、本条において「罰金等」といいます。）の支払請求を受けた場合には、当該本カード会社から請求を受けた

損害等の支払義務を負うものとし、仕向け先カード会社が乙に対し上記損害等の支払を請求した場合、または甲に対し上記損害等の支払を請求した場合、乙は甲の選択に従い、速やかに当該本カード会社または甲に対し、請求された金額の全額を支払うものとし、乙は、当該本カード会社に対して請求された金額を直接支払った場合においても、甲に対して、求償その他一切の請求ができないものとし、なお、当該損害等の範囲には、本カード会社または第三者が被った損害、乙または受託者の保有するカード番号等の漏えい事故の結果発生したクレジットカードの再発行にかかわる費用、カード番号等不正使用による損害額、カード番号等不正使用のモニタリング等顧客対応に係る業務運営費用ならびに本カード会社が第三者から請求を受けた費用が含まれるが、これらに限定されないものとし、

2. 前項第2文にかかわらず、甲は、請求された金額の全額または一部を仕向け先カード会社に対して支払うことができるものとし、この場合、乙は甲に対し、直ちに甲が仕向け先カード会社に支払った金額と同額を支払うものとし、

3. 前二項にかかわらず、乙は、乙側の事由に起因して第三者（仕向け先カード会社を除きます。以下、本条及び次条において同様とします。）から本条第1項に定める損害等及び罰金等の支払を請求された場合、甲の選択に従い、速やかに当該第三者または甲に対し、請求された金額を支払うものとし、乙は、当該第三者に対して請求された金額を直接支払った場合においても、甲に対して求償その他一切の請求ができないものとし、

4. 前項第1文にかかわらず、甲は、請求された金額の全額または一部を第三者に対して支払うことができるものとし、この場合、乙は甲に対し、直ちに甲が第三者に支払った金額と同額を支払うものとし、

5. 本条と基本規約第33条（損害賠償）の内容が矛盾抵触する場合は、本条が優先して適用されるものとし、

#### 1-35（損害賠償の特則）

1. 本特約に基づく価格.com決済の「クレジットカード決済」の利用に関しては、本条の規定が基本規約第33条に優先して適用されるものとし、

2. 甲及び乙は、本特約もしくは基本規約に違反することにより、または、価格.com決済の「クレジットカード決済」の利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとし、ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失、逸失利益等の特別損害および間接損害（システム障害に伴うショップにおける顧客との取引機会の喪失を含むがこれに限られません。）は含まれないものとし、甲は、合理的または回避不可能な事由に基づく価格.com決済の「クレジットカード決済」のサービスの変更、停止、中断または誤処理等に起因する乙の損害に対して賠償の責を負わないものとし、

3. 本特約に基づく甲の乙に対する損害賠償金の額は、甲の故意または重過失による場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に乙が甲に支払った価格.com決済の「クレジットカード決済」のサービス料金の総額を上限とします、

4. 基本規約第33条および前三項の規定にかかわらず、Eコマース又は乙と本カード会社との間の取引に関し、乙が本規約に違反したこと又は乙の責めによる事由により、甲又は乙が、本カード会社から損害賠償額の支払請求を受けた場合には、乙は甲の選択に従い、その全額を直ちに本カード会社又は甲に支払うものとし、なお、当該損害の範囲には、乙又は受託者の保有するカード番号等の漏えい事故の結果発生したクレジットカードの再発行にかかわる費用、カード番号等不正利用による損害額、カード番号等不正利用のモニタリング等顧客対応に係る業務運営費用、クレジットカードに関する諸規則等により発生する違約金又は制裁金等並びに本カード会社が第三者から請求を受けた費用が含まれるが、これらに限定されないものとし、

5. 前項の場合において、甲が本カード会社に対して、損害賠償額を支払った場合には、甲は乙に対して、本カード会社に対して支払った金額を求償するものとし、

### 1-36 (本カード会社による支払いの拒絶、留保)

1. 乙は、カード売上請求に関し以下の事由に該当した場合または該当するおそれがあると甲または本カード会社が判断した場合には、甲または本カード会社がカード売上請求の受付を取消し、または信用販売代金の支払を留保することができることを予め承諾します。

(1) 乙が顧客との間で成立している通信販売に係る契約を解除した場合

(2) 本特約1-11(売上データの送付)第3項に該当する場合

(3) 顧客が当該通信販売に関し利用覚え無し、金額相違等の疑義を申し出た場合

(4) 1-38(分割払いまたはリボルビング払いに関する紛議)に係る問題が生じた場合において、本カード会社が顧客より当該商品代金の支払拒絶・支払留保等の申出を受けた場合

(5) 1-9-1(乙の役割)第1項第各号に定める関係書類またはデータの提出に応じられなかった場合

(6) 顧客以外の第三者が当該顧客のクレジットカードを利用して通信販売を行った場合

(7) カード加盟店契約に定める事由に基づき、本カード会社が乙または乙の代理人たる甲に対し支払取消または留保を通知した場合

(8) 本契約の定めに従って違反して通信販売が行われたことが判明した場合

(9) 乙が1-41(通信販売の取消または停止に関する特則)に違反した場合

(10) その他、甲の合理的判断により、乙に対し通信販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合

2. 乙は、価格.com決済の「クレジットカード決済」による通信販売に関し、甲または本カード会社が調査の必要があると認めた場合、甲または本カード会社が当該調査が完了するまでの間、信用販売代金の支払いを留保できることを確認します。

3. 乙は、前二項またはその他の事由により甲または本カード会社がカード売上請求の受付を取消した場合、もしくは支払いを留保した場合(以下、総称して本特約において「取消等」といいます。)、または本カード会社が取消等のおそれがあると甲に通知した場合、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、甲が乙に対して当該取引に関する一切の支払の義務を負わないことに同意します。

4. 甲が乙に対して信用販売代金を支払った後に、甲または本カード会社が取消等を行った場合、または本カード会社が取消等のおそれがあると乙に通知した場合、甲は乙に対し、当該信用販売代金の返還を求めることができ、その場合、乙は甲に対し直ちに当該信用販売代金を返還するものとします。

5. 前項に基づく返還は、乙に対して甲の指定する金融機関の口座への当該信用販売代金相当額の振込送金を求める方法または当該返還請求以降に乙に対して支払う信用販売代金から当該返還請求額を差し引く方法によることができるものとし、どちらの方法によるかは甲が決定するものとします。

6. 甲は、本カード会社が甲に対して信用販売代金を支払った後に(本条第4項の場合を除く。)、甲または本カード会社が取消等を行った場合、または本カード会社が取消等のおそれがあると甲に通知した場合、乙に代わって本カード会社に当該信用販売代金を返還できるものとします。

7. 乙は、日本国外を本店所在地とするカード発行会社(以下「海外カード発行会社」といいます。))が発行するクレジットカード(以下「海外発行カード」といいます。))を利用したカード売上請求が行われた場合において、海外カード発行会社が、自社とカードブランドとの間の契約、自社の定める規約、規則その他のルールに基づき、本カード会社、甲または乙に対し通信販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をしたときは、本条第1項各号に該当するかどうかにかかわらず、甲または本カード会社がカード売上請求の受付を取消し、または信用販売代金の支払を留保することができることを予め承諾します。なお、本条第3項ないし第6項の規定は、本項に基づく取消または支払留保の場合に準用するものとします。

### 1-37 (本カード会社に対する信用販売代金の返却)

乙は、1-36（本カード会社による支払の拒絶、留保）第1項の場合で、本カード会社が甲に対し当該信用販売代金の支払後の場合には、本カード会社が乙に対して当該信用販売代金の返却を直接請求または、本カード会社が次回以降の乙に対する信用販売代金から当該信用販売代金相当金額を相殺できるものとされていることを確認します。本カード会社から要求があった場合、もしくは支払金が相殺するに足りない場合には、乙は即座に本カード会社に対し返却すべき金額を支払わなければならないものとします。

#### 1-38（分割払いまたはリボルビング払いに関する紛議）

乙は、取扱商品のクレジットカードによる分割払いまたはリボルビング払いを用いた通信販売に関し、顧客が本カード会社に、割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合は、以下の各号に定めるとおりに処理されることを確認します。この場合に本カード会社から甲に対し通知があったときは、甲は遅滞なく乙に対し通知するものとし、甲は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙に対し何らの責任も負わないものとします。

（1）乙は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。

（2）当該顧客の支払い停止の抗弁の主張が本カード会社による（抗弁がなされた通信販売に係る）当該信用販売代金の支払い前の場合は、甲または本カード会社は、当該抗弁の事由が解消されない限り、当該信用販売代金の支払を留保または拒絶することができ、本カード会社による当該信用販売代金の支払い後の場合は、乙は本カード会社から請求があり次第、甲を通じて当該信用販売代金相当額を遅滞なく返却するものとします。

（3）当該抗弁事由が消滅し、本カード会社から当該信用販売代金が甲に支払われた場合は、甲はクレジットカード決済における通常取引の場合に準じて乙に当該信用販売代金相当額を支払うものとします。

#### 1-39（通信販売の取消）

乙は、顧客との通信販売を取消した場合は、甲所定の方法により速やかに甲および甲を通じて仕向け先カード会社に通知するものとします。

#### 1-40（通信販売の停止）

乙が以下の事項に該当する場合、仕向け先カード会社は加盟店契約に基づく通信販売を一時的に停止すること（価格.com決済の「クレジットカード決済」の一部のみの一時停止を含む。）を請求することができ、この請求があった場合には、乙は、仕向け先カード会社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。

（1）仕向け先カード会社が、1-27（カード番号等の適切な管理）第2項の漏洩等または第1項に違反するような正当理由のないカード番号等の利用が発生した疑いがあると認めた場合

（2）仕向け先カード会社が、加盟店契約に定める解除事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合

（3）その他、仕向け先カード会社が必要と認めた場合

#### 1-41（通信販売の取消または停止に関する特則）

1. 乙が行った通信販売にかかわる売上債権の譲渡または立替払いのうち、以下に該当する通信販売にかかる売上債権または立替については、本カード会社の会員より、当該通信販売に関し「利用覚えなし」または「金額の相違」等の申し出があったことのみを理由として、売上債権の譲渡または立替払いの取消または解除は行われたいものとします。但し、かかる場合においても、本カード会社の申出により、売上債権の譲渡または立替払いの取消または解除が行われる場合があることにつき、乙は予め了承するものとします。

（1）本特約第2款以降に定める本人認証手続を実施した結果、本カード会社から参加会員が本人であるとの通知を受けかつその結果を示す符号を付加して行った売上承認手続の結果、本カード会社から売上承認を得た通信販売

(2) 前号の他、個別に本カード会社が債権譲渡または立替の取り消しまたは解除を行わない旨認められた通信販売

2. 前項に該当する場合であっても、乙が、本特約第2款以降の本人認証サービスに関する規約、本特約、または基本規約のいずれかに違反した場合の他、甲または本カード会社が、参加ショップにおける参加会員からの「利用覚え無し」または「金額の相違」等の月間の申し出が著しく多いと判断した場合、甲または本カード会社は売上債権の譲渡または立替払いを取り消しまたは解除できるものとします。

#### 1-4 2 (存続条項の特則)

本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合でも、1-1 (本款の適用) 1-9 (乙の役割)、1-10 (事前承認の義務) 第3項、1-14 (協力義務・事故処理)、1-15 (クレジットカードの不正使用) 第2項及び第3項、1-21 (カード利用者からの返品に伴う譲渡代金の処理)、1-24 (先行立替払い金の取戻し)、1-30 (債権譲渡等の禁止)、1-35 (損害賠償の特則) 並びに本条についても、本契約終了後又は本款の規定が適用されなくなった後も有効に存続するものとします。

## 第2款 本人認証サービス（VISA 認証サービス及び MasterCard SecureCode）

### 2-1 （本款の適用）

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用し、かつ、本人認証サービス（2-2において定義する）の利用を希望した場合及び本人認証サービスを利用する場合には、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、本款の規定を適用するものとします。

### 2-2 （本人認証サービス）

1. 本款において、「本人認証サービス」とは、本サイトにおいてカード利用者から本カード決済によるEコマースの申込みを受け付ける場合に、本カード会社及び当該本カード会社が当該サービスに関して提携する他のクレジットカード会社所定の本人認証方式による認証手続を行う以下のサービスをいいます。

（1）「VISA 認証サービス」

（2）「MasterCard SecureCode」

2. 甲は、乙が2-3に定める方式に従って本人認証サービスへの参加を申し込み、本カード会社が乙の参加を認めた場合、乙に代わって前項の認証手続を行い、本カード会社から通知を受けた認証手続の結果を乙に通知するものとします。

3. 乙は、甲による前項の本人認証サービスの運用にあたり、乙におけるシステムの変更等の必要な措置をとるものとします。この場合における必要な措置に要する費用は、乙の負担とします。

### 2-3 （本人認証サービスへの参加）

1. 乙は、甲を代理人として、本人認証サービスが利用可能な本カード会社の全部又は任意の一部に対し、次項に従って本人認証サービスへの参加を申し込むものとします。

2. 乙は、本人認証サービスへの参加に関する甲及び本カード会社所定の資料、情報等を甲に提供するものとし、甲は、乙を代理して、これらを本カード会社に提出することによって前項の申込を行うものとします。

3. 甲は、第1項の申込に係る本カード会社から当該申込に対する諾否の通知を受け次第直ちに、その通知の内容を甲所定の方法によって乙に通知するものとします。但し、乙は、本カード会社が乙の本人認証サービスへの参加を認めない場合その他乙が本人認証サービスに参加できない場合があること及び本カード会社が当該申込を承諾しない場合の不承諾の理由の開示を甲及び本カード会社に求める権利を有しないことをあらかじめ承諾するものとし、甲及び本カード会社は、当該不承諾の理由を乙に開示する義務を負わないものとします。

4. 第1項の申込に係る本人認証サービスの利用に関する契約の内容は、当該申込に係る本カード会社所定の規約その他本カード会社が定めるところによるものとします。

### 2-4 （本人認証サービス手数料）

乙は、甲に対して、本人認証サービスの手数料を支払うものとします。

### 2-5 （信用販売の特則）

1. 乙は、カード利用者から本人認証サービスを利用した本カード決済によるEコマースの申込みを受け付けた場合、本カード会社及び提携カード会社所定の本人認証手続をとるものとします。

2. 乙は、第1項の本人認証手続の結果、カード利用者が本人ではないとの通知を受けた場合、当該カード利用者との間で当該Eコマースを行ってはならないものとします。

3. 乙は、第1項の本人認証手続の結果、カード利用者が本人であるとの結果（以下「認証成功」といいます。）の通知又はカード利用者が本人認証サービスに登録していないとの結果（以下「未登録」といいます。）の通知を受けた場合、本カード会社に対して本人認証手続の結果を示す本カード会社所定の符号等を付したデータを送信し、当該Eコマースの承認を求め



るものとしします。

4. 乙は、第 1 項の本人認証手続の結果について、本人認証手続に関するシステムの障害等の事由により、第 2 項又は第 3 項の通知を受けることができなかつた場合において、乙の判断により当該カード利用者との間で当該 E コマースを行う場合には、本カード会社に対して本人認証手続の結果が得られなかつたことを示す本カード会社所定のデータを送信し、当該 E コマースの承認を求めものとしします。

#### 2-6 (先行立替払い金の取戻しの特則)

1. 2-5 第 3 項に定める認証成功の通知又は未登録の通知を受けた場合、以下の事由が発生したときであっても、当該 E コマースについて、本カード会社は甲を通じて乙に対して 1-17 第 3 項に定める本立替払い金又は債権買取代金の支払いを行うものとし、甲が乙に対して先行立替払い金を支払った後であっても、乙は、以下の事由が発生したことのみを理由として 1-24 に基づく先行立替払い金の返還義務を負わないものとしします。

(1) カード利用者より当該カードの利用が自己の利用によるものではない旨の申し出が甲又は本カード会社にあつたとき

(2) カード利用者となるべき資格を有しない申込者及びカード利用者以外の第三者が本カードを使用したとき

2. 前項の規定に関わらず、以下の事由が発生した場合には、甲は乙に対して 1-24 に基づく先行立替払い金の返還を求めることができるものとしします。

(1) 前項各号に定める事由の発生について乙に故意又は重過失があるとき

(2) 事由の如何を問わず当該 E コマースにおける本人認証手続の結果が乙に到達しなかつた場合

(3) 乙が本契約の条項に違反したとき

(4) その他乙が不適當な本人認証手続を行ったものと甲が認めるとき

#### 2-7 (取引記録の保管)

乙は、本人認証手続に係わる認証記録等を 24 ヶ月間保管し、保管期間内に本カード会社又は甲から請求があつた場合には、速やかに当該認証記録等を本カード会社又は甲へ提出するものとしします。

#### 2-8 (業務委託)

1. 乙は、甲以外の第三者に本人認証サービスに関する業務の全部又は一部を委託する場合には、その委託内容及び委託先に関する情報を事前に本カード会社及び甲に届け出、その承認を得るものとしします。

2. 乙は、前項に基づく業務委託を行う場合、機密保持に十分留意するとともに書面にて委託先と業務委託契約を締結し、乙の責任において委託先を管理するものとしします。

3. 乙が前項の承認を得た場合であっても、乙は本契約上の義務及び責任を免れないものとし、業務委託先が本カード会社及び当該本カード会社が当該サービスに関して提携する他のクレジットカード会社又は甲に対して損害を与えた場合、乙は業務委託先と連帯して当該損害を賠償するものとしします。

#### 2-9 (本人認証サービス利用の終了)

本カード会社が乙を不適當と認めた場合、本カード会社は乙に対して通知・催告することなく直ちに本人認証サービスの利用を終了させることができるものとしします。この場合、乙はカード会社に生じた一切の損害を賠償するものとしします。

#### 2-10 (その他終了)

1. 本カード会社は、書面により 3 か月前までに乙に予告することにより、本人認証サービスの利用を終了させることができるものとしします。

2. 本契約が解除・解約等事由の如何を問わず終了した場合には、本人認証サービスの利用も当然に終了するものとします。

#### 2-1 1 (本人認証サービス利用終了後の取り扱い)

本人認証サービスの利用が終了した場合、終了日までに行われたカード利用者との電子商取引に係る信用販売は有効とし、乙は、当該信用販売については、本契約に従い取り扱うものとします。ただし、乙と本カード会社が別途合意をした場合は、その限りでないものとします。

#### 2-1 2 (本人認証サービスの一時停止)

1. 本カード会社は、次のいずれかに該当する場合、乙への事前通知又は乙の事前承諾なくして本人認証サービスを一時停止又は中止できるものとします。

①システム保守その他本人認証サービス運営上の必要がある場合

②天災、停電、その他本人認証サービスを継続することが困難になった場合

③その他本カード会社が必要と判断した場合

2. 前項の場合において、乙は、本契約の定めに従い電子商取引に係る信用販売を行うことができるものとします。

3. 本カード会社は、本人認証サービスの一時停止又は中止に起因して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

#### 2-1 3 (存続条項の特則)

本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合でも、基本規約第35条及び本特約第1款に規定する条項に加え、2-1 (本款の適用)、2-6 (先行立替払い金の取戻しの特則) 第2項、2-7 (取引記録の保管)、2-8 (業務委託) 第3項並びに本条についても、本契約終了後も有効に存続するものとします。

### 第3款 本人認証サービス (J/Secure 及び SafeKey)

#### 3-1 (本款の適用)

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用し、かつ、本人認証サービス(2-2において定義します)の利用を希望した場合及び本人認証サービスを利用する場合には、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、本款の規定を適用するものとします。

#### 3-2 (用語の定義)

1. 本款において「本人認証サービス」とは、次号に定める参加加盟店が運営するWEBサイト(以下「加盟店サイト」といいます。)、または当社もしくは参加加盟店がスマートフォン、タブレット端末等の携帯型端末(以下「携帯型端末」といいます。)向けに提供するアプリケーション(以下「加盟店アプリ」といいます。)において、電子商取引の申込みをネットワークで受け付ける際に、株式会社ジェシービー(以下「JCB」といいます。)所定の本人認証方式による認証手続を実施するJCB所定の以下のサービスをいいます。なお、各本人認証サービスの実施対象となるカードは以下のとおりとし(ただし、カード発行会社が本人認証サービスに対応していないカードは対象外となります。)、その詳細については、JCBが別に定めるお取り扱いガイド、その他の取扱要領等(JCBがホームページに公表する内容を含みます)に定めるとおりとします。

(1) JCB 本人認証サービス「J/Secure」(以下「J/Secure」といいます。) 実施対象となるカード：JCB ブランドのカード

(2) 「American Express SafeKey®」(以下「SafeKey」といいます。) 実施対象となるカード：American Express®ブランドのカード

2. 本款において「参加加盟店」とは、電子商取引を行う加盟店のうち、JCB所定の「本人認証サービス(ver.2.0)特約」(以下「本人認証サービス特約」といいます。)を承認のうえ、JCB所定の方法によりJCBへ本人認証サービス(ver.2.0)への参加を申し込み、JCBが参加を認めたものをいいます。

3. 本款において「3DS Server」とは、ブラウザでの本人認証サービス(ver2.0)の実施に必要な、JCB所定のアプリケーションをいいます。

4. 本款において「3DS SDK」とは、加盟店アプリでの本人認証サービス(ver2.0)を実施するために、加盟店アプリに実装される必要がある、JCB所定のアプリケーションをいいます。

5. 本款において「認定3DS Server」とは、3DS Serverのうち、SafeKeyに係る業務に使用されることについて、当該本人認証サービスの認証権限者(SafeKeyにかかる認証を行う権限を有する者として、当該本人認証サービスの運営主体が指定する者を指します。以下、同様とします。)による認証を受けたものをいいます。

6. 本款において「認定3DS SDK」とは、3DS SDKのうち、SafeKeyにかかる業務に使用されることについて、当該本人認証サービスの認証権限者による承認を受けたものをいいます。

7. 本款において「特定加盟店」とは、参加加盟店のうち、3DS Serverまたは3DS SDK(認定3DS Serverまたは認定3DS SDKを含む。以下、同様とします。)を自己又は自己の業務委託先の管理するサーバその他のシステムに実装し、自ら本人認証サービス(ver2.0)に係る業務を行うことについてJCBから承認を得た加盟店をいいます。

8. 本款において「本人認証手続」とは、カードによる電子商取引の申込みを受け付けた場合に、次の①もしくは②の方法またはこれらの方法の組合せにより、3DS Serverおよび必要に応じて3DS SDKを利用して、当該電子商取引に利用されたカードに係るカード発行会社から、当該申込者が当該カードを正当に貸与されている本人であることの認証を得るJCB所定の手続をいいます。

① 当該申込者をしてカード発行会社所定のパスワード等を入力させる方法

② 当該申込者が加盟店サイトおよび加盟店アプリの購入画面等に入力した氏名、送付先住所等の取引情報、当該電子商取引に使用されたパソコン、携帯型端末等の機器に関

する情報その他の情報を当該電子商取引に利用されたカードに係るカード発行会社に送信する方法

9. 本款において「本人認証サービス (ver1.0)」とは、本人認証サービスのうち、前項①の方法で本人認証手続が行われるものをいいます。

10. 本款において「本人認証サービス (ver2.0)」とは、本人認証サービスのうち、前項②の方法又は同項①②を組み合わせた方法で本人認証手続が行われるものをいいます。

11. 本款において「ECI (Electronic Commerce Indicator)」とは、本人認証を実施した取引において、認証結果を示す値をいいます。なお、「ECI」と記載した場合はマッピング上のオーソリ電文設定値の ECI を意味するものとします。また、ECI の値は、「05」「06」「07」及びブランク (ー) などの場合があり、それぞれの値が示す内容は JCB 所定のマッピングにて規定するものとします。

12. 本款において「マッピング」とは、本人認証手続の結果に対して、オーソリ電文に設定すべき ECI 等の設定値を示したものをいいます。

### 3-3 (前提条件)

1. 甲は、3-4 (本人認証サービスへの参加) 第1項に基づく新規の参加の申請に先立ち、3DS Serverまたは3DS SDK (これらを個別にまたは総称して、以下「本件ソフトウェア」といいます。) を提供する事業者から自己の責任で本件ソフトウェアを調達した上で、JCB が別途定める仕様にに基づき、JCB が本人認証サービス (ver2.0) の提供のために運営する本人認証システム (以下「本人認証システム」といいます。) に接続されているシステムその他の機器、および加盟店アプリ等 (これらを個別にまたは総称して、以下「システム等」といいます。) に実装するものとします。なお、本件ソフトウェアを実装するシステム等は、原則として包括代理人が管理するシステム等に限るものとしますが、甲が3-10 (業務委託) に基づき業務代行者に業務を委託している場合で、かつ JCB が承認した場合は、業務代行者が管理するシステム等に本件ソフトウェアを実装することができるものとします。

2. 甲は、前項に定める本件ソフトウェアの実装を維持するものとし、維持できない場合には直ちに、甲及び加盟店による本款に基づく本人認証サービス (ver2.0) の利用を取り止め、又は JCB が承認する第三者に本人認証サービス (ver2.0) に係る業務を委託して当該第三者の管理するシステム等に 本件ソフトウェアを実装するものとします。

3. 甲は、3-4 (本人認証サービスへの参加) 第1項に基づく J/Secure と他の本人認証サービスへの新規の参加の申請に先立ち、システム等に自ら認定3DS Serverまたは認定3DS SDK (これらを個別にまたは総称して、以下「認定ソフトウェア」といいます。) の実装を行い、又は、本条第1項に基づきそのシステム等に本件ソフトウェアを実装した業務代行者をして認定ソフトウェアの実装を行わせるものとします (これらの認定ソフトウェアの実装を本項において以下「認定ソフトウェア利用」と総称します。)。また、甲は、認定ソフトウェア利用を継続するものとし、継続できない場合には直ちに、利用を継続できない認定ソフトウェアに係る本人認証サービスについて甲及び加盟店による本款に基づく利用を取り止め、又は JCB が承認する第三者に当該本人認証サービスに係る業務を委託して当該第三者の管理するシステム等に認定ソフトウェアを実装するものとします。なお、JCB は、認定ソフトウェアに係る認証について何ら保証を行わないものとします。

### 3-4 (本人認証サービス (ver2.0) への参加)

1. 甲は、新たに本人認証サービス (ver2.0) への参加を希望する加盟店 (以下「新規参加希望者」といいます。) があるときは、新規参加希望者が甲に対し本人認証サービス (ver2.0) の利用に係る業務を委託すること等を内容とする契約 (以下「本人認証サービス業務委託契約」といいます。) を当該新規加盟希望者と締結した上で、当該新規参加希望者を代理して、JCB 所定様式による申込書を JCB に提出して新規の参加を申請し、その承認を得るものとします。なお、甲は、各新規参加希望者について、J/Secure単独での参加申し込みを行うことはできませんが、JCBが特に認めた場合を除き、J/Secureへの参加申し込みを行わずに他の本人認証サー

ビスへの参加申込みを行うことはできないものとします。

2. 前項の申請につき、JCB が新規参加希望者を参加加盟店として適当と認めた場合には、JCB は新規参加承認の通知を甲に対して行うこととし、これをもって当該新規参加希望者と JCB との間に本款及び本人認証サービス (ver2.0) 特約を内容とする契約 (以下「本参加契約」といいます。) が成立し、当該新規参加希望者は参加加盟店となるものとします。

3. 本条第1項の申請につき、JCB が新規参加希望者を参加加盟店として不適当と認めた場合には、JCB は当該新規参加希望者の新規参加を拒否することができます。この場合、JCB は、甲及び当該新規参加希望者に対し、拒否の理由を開示しないものとします。

4. JCB は、J/Secure への参加を承認した参加加盟店に対して、参加加盟店が J/Secure を利用するために必要な ID等 (以下「J/Secure ID 等」といいます。) を、参加加盟店ごとに発行するものとします。但し、JCB は、参加加盟店ごとに発行する J/Secure ID 等に代えて、甲に対し、参加加盟店共通の J/Secure ID 等が発行することもできるものとします。また、JCB が SafeKeyへの参加を承認した場合、参加加盟店が SafeKey を利用するために必要なID等 (以下「SafeKey ID 等」といいます。) は、当該本人認証サービスの認証権限者から、認定ソフトウェアが実装されたシステム等を管理する甲又は甲の業務代行者 (3-10 (業務委託) 第1項に定めるものをいいます。) に対して発行されるものとします。

5. JCB は、前項に基づき発行する J/Secure ID 等を甲に通知するものとします。甲は前項に定める参加加盟店ごとに発行する J/Secure ID 等の通知を受けた場合には、これを直ちに当該 J/Secure ID 等が発行された参加加盟店に対し個別に通知するものとします。また、前項に基づき発行される SafeKey ID 等は、当該本人認証サービスの認証権限者から前項に定める SafeKey ID 等の発行先に通知されるものとします。

6. 甲は、本条第4項に基づき発行された J/Secure ID 等及び SafeKey ID 等 (以下「ID 等」と総称します。) 並びにその他 JCB が指定する情報を、参加加盟店に代わって、3-3 (前提条件) 第1項及び第3項に基づき実装した本件ソフトウェアに JCB 所定の方法で登録するものとします。

7. 前項又は3-5 (特定加盟店) 第8項に基づき本件ソフトウェアに登録された情報、及び参加加盟店と会員との間の電子商取引 (各本人認証サービス (ver2.0) の適用対象となるものに限る。以下、同様とします。) に関する情報は、本人認証手続の都度、認証の対象となる電子商取引に利用されたカードに係るカード発行会社のサーバ並びに JCB のサーバ又はそれらの委託先が管理するサーバに送信・蓄積されるものとし、甲及び参加加盟店はこれをあらかじめ承認するものとします。

8. 甲及び参加加盟店は、本件ソフトウェアの調達、導入、実装、管理等に係る費用 (甲又は特定加盟店と3-10 (業務委託) 第1項に定める業務代行者との間の契約に基づき業務代行者に支払う手数料等を含みます) その他本人認証手続に際し発生する通信料その他一切の費用を自己で負担するものとします。なお、JCB は本件ソフトウェアの性能・不具合の不存在等に関して何ら保証を行わず、本件ソフトウェアに関する責任は一切負わないものとします。

9. 甲及び参加加盟店は、本人認証サービス (ver2.0) の利用開始時まで、3-3 (前提条件) 第1項又は3-5 (特定加盟店) 第6項及び本条第6項又は3-5 (特定加盟店) 第8項の手続を完了させ、かつ、顧客向けの告知事項を加盟店サイト及び加盟店アプリ上に掲載するものとします。なお、本項に違反した場合、甲及び参加加盟店は、本人認証サービス (ver2.0) を利用したことにより起こる一切の事象に関して、自己の責任と費用負担により処理するものとし、JCB は何ら責任を負わないものとします。

10. 甲は、JCB から、参加加盟店の名称・住所・連絡先等を記載した参加加盟店一覧表 (以下「一覧表」といいます。) の提出を求められた場合には、JCB 所定の様式に従い最新の情報に基づき一覧表を作成し、これを速やかに JCB に提出するものとします。

11. 甲及び参加加盟店は、JCB 又はカード発行会社が、本人認証サービス (ver2.0) の利用普及を目的として、甲又は参加加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体などに甲又は参加加盟店の商号、屋号、その他営業に用いる名称、ホームページアドレスなどを掲載又は表示することをあらかじめ異議なく認めるものとします。

12. 甲及び参加加盟店は、本款に係る業務の履行にあたり、J/Secure 導入説明書、お取り扱いガイド、マッピング、その他 JCB が別に定める取扱要領等（JCB がホームページに公表する内容を含みます）を遵守するものとします。

### 3-5 （特定加盟店）

1. 甲は、参加加盟店のうち、特定加盟店となることを希望する加盟店（以下「特定参加希望者」といいます。）があるときは、当該特定参加希望者を代理して、JCB 所定様式による申込書を JCB に提出して申請し、その承認を得るものとします。なお、甲は、特定参加希望者との間では、本人認証サービス（ver2.0）業務委託契約を締結することを要しないものとします。

2. 特定参加希望者は、SafeKey についても特定加盟店となることを希望する場合には、前項に基づく申請に先立ち、システム等に自ら認定ソフトウェアの実装を行い、又は、本条第6項に基づきそのシステム等に本件ソフトウェアを実装した業務代行者をして認定ソフトウェアの実装を行わせるものとします（これらの認定ソフトウェアの実装を本項において以下「認定ソフトウェア利用」と総称します。）。また、特定参加希望者が前項の JCB の承認を得て特定加盟店となった場合でも、当該特定加盟店は、次項に定める特定参加契約の有効期間中、認定ソフトウェア利用を継続するものとし、継続できない場合には直ちに、利用を継続できない認定ソフトウェアに係る本人認証サービスについて本確認書に基づく利用を取り止め、又は JCB が承認する第三者に当該本人認証サービスに係る業務を委託して当該第三者の管理するシステム等に認定ソフトウェアを実装するものとします。なお、JCB は、認定ソフトウェアに係る認証について何ら保証を行わないものとします。

3. 本条第1項の申請につき、JCB が特定参加希望者を特定加盟店として適当と認めた場合及び不適当と認めた場合の措置については、前条第2項及び第3項を準用します。なお、JCB が特定参加希望者を特定加盟店として適当と認めた場合に当該特定参加希望者と JCB との間で成立する契約を、以下「特定参加契約」といいます。

4. 前条第4項に基づき JCB が包括代理人に対し参加加盟店共通の J/Secure ID 等を発行している場合でも、JCB は、特定加盟希望者に対して、個別に J/Secure ID 等を発行するものとします。また、JCB が SafeKey への参加を承認した場合、SafeKey ID 等は、当該本人認証サービスの認証権限者から、認定ソフトウェアが実装されたシステム等を管理する特定加盟店又は特定加盟店の業務代行者（3-10（業務委託）第1項に定めるものをいいます。）に対して発行されるものとします。

5. 前条第5項は、前項に基づき発行された ID 等に係る通知に準用します。

6. 特定加盟店は、本件ソフトウェアを提供する事業者から自己の責任で本件ソフトウェアを調達した上で、JCB が別途定める仕様に基づき、本人認証システムに接続されているシステム等を実装するものとします。なお、本件ソフトウェアを実装するシステム等は、原則として特定加盟店自身が管理するシステム等に限るものとしますが、特定加盟店が3-10（業務委託）に基づき業務代行者に業務を委託している場合で、かつ JCB が承認した場合は、業務代行者が管理するシステム等に本件ソフトウェアを実装することができるものとします。

7. 特定加盟店は、特定参加契約の有効期間中、前項に定める本件ソフトウェアの実装を維持するものとし、維持できない場合には、直ちに本款に基づく本人認証サービス（ver2.0）の利用を取り止め、又は JCB が承認する第三者に本人認証サービス（ver2.0）に係る業務を委託して当該第三者の管理するサーバ等に本件ソフトウェアを実装するものとします。

8. 前条第6項にかかわらず、特定加盟店は、本条第4項に基づき発行された ID 等並びにその他 JCB が指定する情報を、前項に基づき実装した本件ソフトウェアに JCB 所定の方法で登録するものとします。

9. 本契約の規定にかかわらず、特定加盟店は、本契約に定めるセキュリティ保持義務を、甲と連帯して履行するものとします。

10. 本契約の規定にかかわらず、特定加盟店は甲に対し、本契約に定める電子商取引の申込受付業務に係る業務委託を行わず、当該業務については特定加盟店自身において行うものとします。

### 3-6 (電子商取引の方法)

1. 甲及び参加加盟店は、カード(参加加盟店が参加する本人認証サービス(ver2.0)の実施対象となるものに限ります)による電子商取引の申込みを受け付けた場合は、本人認証サービス(ver2.0)に対応した本人認証手続を行うものとし、甲及び参加加盟店は、各電子商取引に関し本人認証手続に係る電文を JCB に送信する場合、当該電文には、Merchant Name として、当該電子商取引を行った参加加盟店の名称(特定加盟店が送信する場合については自己の名称)を付さなければならないものとし、

2. 甲及び参加加盟店は、前項に基づく本人認証手続の結果(各結果に対応する ECI 等の設定値については、マッピングや導入説明書、その他 JCB が別に定める取扱要領等に定めるとおり)とし、以下、同様とします。)が以下の場合は当該申込者との間で電子商取引を行ってはならないものとし、

(1) カード発行会社より認証失敗との結果の通知(伝送データによる通知を含む。以下「通知」といいます。)を受けた場合

(2) マッピングで ECI がブランク(ー)になった通知を受けた場合

3. 甲は、本条第1項に基づく本人認証手続の結果が以下の場合は、オーソリゼーション申請を行う際に、マッピングや導入説明書、その他 JCB が別に定める取扱要領等に従い、当該本人認証手続の結果にかかる ECI 等の設定値を付した JCB 所定のデータを JCB に送信し、当該電子商取引に係る JCB の承認を得るものとし、当該承認を得た上で、当該電子商取引を行うものとし、

(1) カード発行会社より申込者が会員本人であるとの結果(以下「認証成功」といいます。)の通知を受けた場合(ECI が「05」の場合)

4. 甲は、本条第1項に基づく本人認証手続の結果について、本人認証手続の結果が以下の場合で、甲及び参加加盟店の判断により当該申込者との間で電子商取引を行う場合には、オーソリゼーション申請を行う際に、マッピングや導入説明書、その他 JCB が別に定める取扱要領等に従い、本人認証手続の結果にかかる ECI 等の設定値をマッピングとおりに付した JCB 所定のデータを JCB に送信し、当該電子商取引に係る JCB の承認を得るものとし、当該承認が得られた場合には、甲及び参加加盟店は、当該電子商取引を行うものとし、

(1) カード発行会社、JCB より申込者について本人認証サービス(ver2.0)が適用される会員としての登録がないとの結果(以下「未登録」といいます。)の通知を受けた場合(ECI が「06」の場合)(カード発行会社が本人認証サービス(ver2.0)に参加していない場合も含みます)

(2) カード発行会社、JCB より、申込者について本条第2項各号、第3項各号及び本項第1号と異なる内容の結果の通知を受けた場合(ECI が「07」の場合を含みます)

5. 前項にかかわらず、特定加盟店は、前項に定める甲及び参加加盟店の義務の履行に係る業務、本人認証手続の結果に係る通知の受領の業務、その他これらに関連する業務を甲に委託せず、かかる業務については特定加盟店自身において行うものとし、

### 3-7 (立替払契約の取消し、解除等の例外及び追加)

1. JCB は、参加加盟店が行った電子商取引に係る売上債権のうち、以下の各号に該当する売上債権については、会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が JCB 又はカード会社にあったことのみを理由とした立替払契約の不締結、又は取消し、若しくは解除を行わないものとし、

(1) 3-6(電子商取引の方法)第1項に基づく本人認証手続を実施した結果、甲又は特定加盟店においてカード発行会社より認証成功の通知を受けた電子商取引の申込みに係る売上債権(ECI が「05」の場合)

(2) 3-6(電子商取引の方法)第1項に基づく本人認証手続を実施した結果、甲又は特定加盟店においてカード発行会社、JCB より未登録の通知を受けた電子商取引の申込みに係る売上債権(ECI が「06」の場合)

2. JCB は、オーソリ電文に付与された ECI が、ブランク（一）の場合、マッピングどおりに設定されていない場合、及び、前項各号に該当しない ECI の場合（ECI が「07」その他 3-6（電子商取引の方法）第2項各号及び第3項各号以外の数字や記号の場合を含みます）、並びに、会員より自己の利用によるものではない旨の申出があったという事由以外の立替払契約の不締結、又は取消し、若しくは解除の事由がある場合、その立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとし、甲及び参加加盟店はこれに異議なく承諾するものとし、

3. 第1項にかかわらず、JCB は、参加加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権については、第2章第2節第1款及び加盟店規約の立替払契約の不締結、又は取消し、若しくは解除に係る条項に定める場合のほか、以下の各号の事由が生じた場合についても、その立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとし、第1号又は第2号の事由が生じた場合に、締結せず、又は取消し、若しくは解除できる立替払契約は、第1号又は第2号の事由が発生した月の不正売上件数に拘わらず、JCB が甲又は特定加盟店に対して行う通知に定める日から6か月間に成立した電子商取引に係る売上債権の立替払契約に限るものとし、

（1）参加加盟店における月間での不正売上件数が5件以上、かつ、不正売上件数が当月の全売上件数の8%以上である場合

（2）参加加盟店における月間での不正売上件数が5件以上、かつ、不正売上金額が当月の全売上金額の8%以上である場合

（3）甲又は参加加盟店が本款のいずれかの条項に違反した場合

4. 前項第1号及び第2号にいう「不正売上件数」及び「不正売上金額」とは、それぞれ、参加加盟店における信用販売及び通信販売（電子商取引を含みます）に係る売上のうち、会員より自己の利用によるものではない旨の申出が JCB 又はカード会社にあった売上の件数及び金額、紛失又は盗難されたカードの使用に基づき発生した売上の件数及び金額、並びに偽造されたカードの使用に基づき発生した売上の件数及び金額の合計件数及び合計金額をいうものとし、

5. 3-17（本款に定めのない事項）に基づき本特約第1款及び加盟店規約を適用するにあたっては、本特約第1款及び加盟店規約の立替払契約の不締結、又は取消し、若しくは解除にかかる条項に定める事由に本条第3項各号の事由が追加されたものとみなすものとし、

### 3-8 （標識等の表示）

参加加盟店は、本人認証サービス（ver2.0）の利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加加盟店であることを示す JCB が定める標識及び JCB 所定の内容を、加盟店サイト及び加盟店アプリの見やすい箇所に表示するものとし、

### 3-9 （情報の取扱い）

1. 参加加盟店は、本人認証サービス（ver2.0）の利用により知りえた本人認証手続の結果などの参加会員に係る個人情報を第三者に漏洩してはならないものとし、かつ本款に基づく業務遂行の目的以外の利用をしてはならないものとし、また、本款に関する業務遂行の過程において入手した

JCB 又はカード会社の営業上の機密情報についても同様とします。

2. 参加加盟店は、会員から本人認証サービス（ver. 2.0）の実施対象となる電子商取引の申し込みを受けた場合には、本人認証手続を行う前に、当該申込みをした会員から、甲および参加加盟店が収集した会員に関する情報をカード発行会社に提供することについて、適法かつ適正な方法および内容で同意を得るとともに、当該同意に係る証拠を適切に保存し、JCBから当該証拠の提供を求められたときは速やかにこれに応じるものとし、

3. 参加加盟店は、JCBから、会員の情報の取扱い（前項の同意の取得に関するものを含むが、これに限られない）について指示等を受けた場合には、これに従うものとし、

4. 本条の義務は、本契約及び本参加契約（特定参加契約を含み、以下、同様とします。）の



終了後においてもなお存続するものとします。

### 3-10 (業務委託)

1. 甲及び特定加盟店は、本款に関する業務の全部又は一部を第三者（以下「業務代行者」といいます。）へ委託する場合は、JCB へ事前にその旨申し出を行い、JCB の承認を得たうえで行うものとします。なお、業務代行者は PCIDSS 認証を得ているものに限ることとします。
2. 前項により JCB が業務委託を承認した場合においても、甲及び参加加盟店は本款に定めるすべての義務及び責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して JCB 又はカード会社に損害を与えた場合、甲の業務代行者によって発生した損害については甲及び甲に当該業務を委託した参加加盟店が当該業務代行者と連帯して、特定加盟店の業務代行者によって発生した損害については甲及び当該特定加盟店が当該業務代行者と連帯して、当該損害を賠償するものとします。
3. 甲及び特定加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に JCB に申し出、JCB の承認を得るものとします。
4. 特定加盟店以外の参加加盟店は、甲以外の第三者に本款に関する業務の全部又は一部を委託することはできないものとします。

### 3-11 (管理責任)

1. 参加加盟店は、ID 等が本人認証サービス (ver2.0) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 参加加盟店は、ID 等の使用・管理について一切の責任を負うものとし、自己について発行され、又は自己が通知を受けた ID 等を使用してなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

### 3-12 (不正アクセス及びストレステストの禁止)

1. 参加加盟店は、システム等（業務代行者の管理するものを含みます）に対する、参加会員のための本人認証サービス (ver2.0) 以外の目的によるアクセス、及びストレステストを実施しないものとします。
2. 前項に違反した参加加盟店は、当該違反によって生じる事象について全責任を負うものとし、JCB 又はカード会社に一切の迷惑をかけないものとします。

### 3-13 (契約の解除)

1. 参加加盟店が次のいずれかに該当する場合、JCB は、甲又は当該参加加盟店に対し催告することなく、直ちに当該参加加盟店との間において、加盟店契約の全部若しくは一部を解除し、又は、本参加契約を解除したうえで当該参加加盟店の参加登録を抹消して当該参加加盟店の ID 等を無効とすることができるものとします。
  - (1) 本契約（本款を含みます）、加盟店規約又は本人認証サービス (ver2.0) 特約のいずれかに違反した場合
  - (2) 参加加盟店又は特定加盟店となる旨の申込時に虚偽の申請をした場合
  - (3) 本人認証サービス (ver2.0) の利用に際し必要とされる義務の履行を行わなかった場合
  - (4) その他 JCB が参加加盟店として不適当と判断した場合
2. JCB は、参加加盟店が前項各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがあると JCB が認めた場合、前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、当該参加加盟店に対する本人認証サービス (ver2.0) の提供を一時停止又は中止することができるものとします。
3. JCB が、参加加盟店につき、加盟店契約のうち当該参加加盟店における提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除した場合には、JCB と当該参加加盟店の間の本参加契約のうち当該提携ブランドカードを対象とする本人認証サービスに係る契約も当然に終了するものとします。この場合、JCB は、契約が終了する本人認証サービスに係る当該参加加盟店の参加登録を抹消して当該本人認証サービスに係る当該参加加盟店の ID 等を無効とすることができるものと

します。また、3-15（契約終了時の取扱い）は本項に基づく契約の終了の場合に準用します。

#### 3-14（有効期間、解約、その他の終了）

1. 本款の取扱いは、本契約が終了するまで有効とします。本参加契約及び特定参加契約は、加盟店契約又は本款の取扱いが終了するまで有効とします。

2. JCB は、書面により3か月前までに甲に対し予告することにより、本款の取扱いを終了することができるものとします。

3. 甲は、前項に基づき JCB から本款の取扱いを終了し、本人認証サービス（ver2.0）の提供を終了する旨の通知を受けたときは、その旨を直ちに全ての参加加盟店に告知するものとします。

4. 本条第1項又は第2項に基づき本款の取扱いが終了した場合には、参加加盟店について発行された ID 等も当然に無効となり、参加加盟店の本人認証サービス（ver2.0）の利用は中止されるものとします。

5. JCB 又は参加加盟店は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより、本参加契約を解約できるものとします。かかる解約が行われた場合には、当該参加加盟店に発行された ID 等も当然に無効となり、参加加盟店の本人認証サービス（ver2.0）の利用は中止されるものとします。

#### 3-15（契約終了時の取扱い）

解除、解約その他の事由により本款の取扱い又は本参加契約が終了した場合であっても、本款の取扱い又は本参加契約の終了日までに行われた本款に基づく手続は有効に存続するものとし、甲及び参加加盟店は当該手続に係る本人認証手続の結果を本款に従い取り扱うものとし、甲と JCB が別途合意をした場合は、この限りではありません。

#### 3-16（本人認証サービス（ver2.0）の一時停止）

1. JCB 及び甲は次のいずれかに該当する場合、参加加盟店への事前通知又はこれらの者の事前承諾なくして本人認証サービス（ver2.0）を一時停止又は中止できることを、参加加盟店はあらかじめ異議なく認めるものとします。

（1）システム保守その他本人認証サービス（ver2.0）運営上の必要がある場合

（2）天災、停電、その他本人認証サービス（ver2.0）を継続することが困難になった場合

（3）その他 JCB 又は甲が必要と判断した場合

（4）システム不具合等により、JCB 又は甲が意図せずサービス停止となった場合

2. 前項の場合において、参加加盟店は、基本規約及び本特約第1款の定めに従い電子商取引を行うことができるものとします。

3. JCB 及び甲は、第1項に基づく本人認証サービス（ver2.0）の一時停止又は中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

#### 3-17（本款に定めのない事項）

本款に定めのない事項については、本人認証サービス（ver2.0）特約の定めに従うものとし、同特約にも定めのない事項については、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、加盟店規約、J/Secure 導入説明書、及び JCB が別に定める取扱要領等（JCB がホームページに公表する内容を含みます）の定めに従うものとします。

#### 3-18（存続条項の特則）

本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合でも、3-1（本款の適用）、3-7（立替払契約の取消し、解除等の例外及び追加）、3-9（情報の取扱い）、3-10（業務委託）第2項、3-15（契約終了時の取扱い）及び本条についても、本契約終了後も有効に存続するものとします。



## 第4款 本人認証サービス（「ProtectBuy®」）

### 4-1（本款の適用）

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用し、かつ、本人認証サービス（4-2において定義します）の利用を希望した場合及び本人認証サービスを利用する場合には、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、本款の規定を適用するものとします。

### 4-2（用語の定義）

本款におけるそれぞれの用語の意味は<別表1>および、次のとおりとします。

（1）本款において「本人認証サービス」とは、甲又は乙が運営するWEBサイト（以下「加盟店サイト」といいます）において、電子商取引の申し込みを電子商取引により受け付ける際に、ダイナース所定の本人認証方式による認証手続を実施する次のダイナース所定のサービスをいいます。なお、本人認証サービスの実施対象となるカードは次のとおりとし、導入に関する詳細については、別に定めるお取り扱いガイドその他の取扱要領等（ダイナースホームページに公表する内容を含みます。以下同じ）に定めるとおりとします。

- ・ ダイナース所定のサービス名；本人認証サービス「3Dセキュア・ProtectBuy®」（以下「ProtectBuy」といいます。）
- ・ 実施対象となるカード：ダイナースクラブブランドのカード（有効番号としてダイナースが発行したコーポレートパーチャッシングシステム会員番号、コーポレートトラベルシステム会員番号、リボルビングカード、ETCカードを除きます。）

（2）本款において「参加加盟店」とは、電子商取引を行う甲および乙のうち、本款を承認のうえ、ダイナース所定の方法によりダイナースへ本人認証サービスへの参加を申し込み、ダイナースが参加を認めたものをいいます。

（3）本款において「参加会員」とは、会員のうち、ダイナース、外国ダイナースクラブ（以下「外国ダイナース」といいます。）及び外国ダイナースの提携先が定める本人認証サービスの利用を申し込み、ダイナースまたは外国ダイナースから当該利用を承認された会員をいいます。

（4）本款において「MPI（Merchant Plug In）」とは、本人認証サービスの実施に必要な、ダイナース所定のアプリケーションであるMerchant Plug Inソフトウェアをいい、MPIのうちProtectBuyに係る業務に使用されることにつき、ProtectBuy認定権限者（ProtectBuyに係る認証を行う権限を有する者として、ProtectBuyの運営主体が指定する者を指します。以下同じ）による認証を受けたものをいいます。

（5）本款において「本人認証手続」とは、カードによる電子商取引の申込があった場合に、当該申込者にダイナース所定のパスワード等を入力等させることにより、MPIを利用して、ダイナースから、当該申込者が当該カードを正当に貸与されている本人であることの認証を得るダイナース所定の手続をいいます。

（6）本款において「ECI（Electronic Commerce Indicator）」とは、本人認証を実施した取引において、認証結果ごとに示す値をいい、「ECI」と記載した場合は<別表2>のオーソリ電文設定値のECIを意味するものとします。また、ECIの値は、「05」「06」「07」などの場合があり、それぞれの値が示す内容は<別表2>にて規定するものとします。

### 4-3（本人認証サービスへの参加）

1. 甲及び乙は、ダイナース所定の「本人認証サービス「ProtectBuy®」特約」を承認のうえ、ダイナース所定の方法により申し込み、ダイナースにその承認を得るものとします。

2. 甲は、乙から本款および本人認証サービスへの申し込みに関し事前に承諾を得るものとし、乙による本人認証サービスへの参加申し込みを包括的に代理するものとします。

3. 甲は、本人認証サービスへの申し込みに際して、本人認証サービスへの参加を希望する価

格.com決済利用者の一覧をダイナースに提出するものとし、その後の参加加盟店の追加、削除については、その都度遅滞なくダイナースに参加加盟店の一覧を提出するものとします。ただし、ダイナースと甲が合意した場合、参加加盟店の追加、削除を提出する頻度や時期はこの限りでないものとします。

4. ダイナースまたはProtectBuy認定権限者は、ProtectBuyへの参加を承認した参加加盟店、または、次項に定めるサーバー等を管理する参加加盟店または業務代行者に対して、参加加盟店がProtectBuyを利用するために必要なIDおよびパスワード等（以下「Merchant ID等」といいます。）を発行するものとします。

5. 参加加盟店は、MPI、3DSサーバー及び、3DS SDK等（以下「MPI等」といいます。）を提供する事業者から、自己の責任でMP I等を調達した上で、ダイナースが別途定める仕様に基づき、本人認証サービスの提供のために運営する本人認証システムに接続されているサーバー等（以下「サーバー等」といいます。）に実装するものとします。なお、MP I等を実装するサーバー等は、原則として参加加盟店自身が管理するサーバー等に限るものとしますが、参加加盟店が4-8（業務委託）に基づき第三者に業務を委託している場合で、かつダイナースが承認した場合は、4-8（業務委託）に定める業務代行者のサーバー等にも実装することもできるものとします。

6. 参加加盟店は、本条第4項に基づき発行されたMerchant ID等のほか、参加加盟店がProtectBuyへの参加を承認された場合には、Merchant ID等その他ダイナースが指定する情報を、前項に基づき実装等したMP I等にダイナース所定の方法で登録するものとします。なお、これらのMP I等に登録された情報、および参加加盟店と会員との間の電子商取引（本人認証サービスの適用対象となるものに限ります。）にかかる情報は、本人認証手続の都度、認証の対象となる電子商取引に利用されたダイナースのサーバーまたはダイナースの委託先が管理するサーバーに送信・蓄積されるものとし、参加加盟店はこれを予め承認するものとします。

7. 参加加盟店は、MPI等の調達、導入、実装、管理等に係る費用（参加加盟店と4-8（業務委託）第1項に定める業務代行者との間の契約に基づき業務代行者に支払う手数料等を含みます。）その他本人認証手続に際し発生する通信料その他一切の費用を自ら負担するものとします。なお、ダイナースはMPI等の性能・瑕疵の不存在等に関して何ら保証を行わず、MP I等に関する責任は一切負わないものとします。

8. 参加加盟店は、本条第6項および第7項の手続を完了させ、かつ、ダイナースが別に定めるお取り扱いガイドその他の取扱要領等で指示した顧客向けの告知事項を加盟店サイト上に掲載するまでの間は、本人認証サービスの利用を開始することができないものとします。なお、本項に違反した場合、参加加盟店は、本人認証サービスを利用したことにより起こる一切の事象に関して、自己の責任と費用負担により処理するものとし、ダイナースは何ら責任を負わないものとします。

9. 参加加盟店は、ダイナースが本人認証サービスの利用普及を目的として、参加加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体などに参加加盟店の商号、屋号、その他営業に用いる名称、ホームページアドレスなどを掲載または表示することをあらかじめ異議なく認めるものとします。

10. 参加加盟店は、本特約に係る業務の履行にあたり、ProtectBuyお取り扱いガイドその他ダイナースが別に定める取扱要領等を遵守するものとします。

#### 4-4（電子商取引の方法）

1. 参加加盟店は、カード（参加加盟店が参加する本人認証サービスの実施対象となるものに限ります。）による電子商取引の申込みを受け付けた場合は、本人認証手続を行うものとします。

2. 参加加盟店は、前項に基づく本人認証手続の結果、ダイナースより「認証失敗」（ECIが「-」）との結果の通知（伝送データによる通知を含む。以下「通知」といいます。）を受けた場合は、当該申込者との間で電子商取引を行ってはならないものとします。

3. 参加加盟店は、本条第1項に基づく本人認証手続の結果が次のいずれかの場合は、オーソリゼーション申請を行う際に、当該本人認証手続の結果にかかるECI等の設定値を付したダイナース所定のデータをダイナースに送信し、当該電子商取引に係るダイナースの承認を得たうえで、当該電子商取引を行うものとします。

(1) ダイナースより申込者が参加会員本人「認証成功」(ECIが「05」)との通知を受けた場合

(2) ダイナースより申込者の電子商取引について認証を試みた「認証試行」(ECIが「06」)との通知を受けた場合

4. 参加加盟店は、本条第1項に基づく本人認証手続の結果、ダイナースより申込者について本条第2項および第3項と異なる内容(ECI「07」)の結果の通知を受けた場合で、自己の判断により当該申込者との間で電子商取引を行う場合には、オーソリゼーション申請を行う際に、本人認証手続の結果にかかるECI等の設定値を<別表2>のとおり付したダイナース所定のデータをダイナースに送信し、当該電子商取引に係るダイナースの承認を得た上で、当該電子商取引を行うものとします。

#### 4-5 (債権譲渡契約の保留、拒絶及び、解除等の例外及び追加)

ダイナースは、参加加盟店が行った電子商取引に係る売上債権のうち、次の各号のいずれかに該当する売上債権については、会員より自己の利用によるものではない旨の申し出がダイナースにあったことのみを理由とした当該債権譲渡契約の不締結、保留または取消し、もしくは解除を行わないものとします。

(1) 4-4 (電子取引の方法) 第1項に基づく本人認証手続を実施した結果、ダイナースより認証成功の通知を受けた電子商取引の申込みに係る売上債権

(2) 4-4 (電子取引の方法) 第1項に基づく本人認証手続を実施した結果、ダイナースより認証試行の通知を受けた電子商取引の申込みに係る売上債権。

#### 4-6 (標識等の表示)

参加加盟店は、本人認証サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加加盟店であることを示すダイナースが定める標識およびダイナース所定の内容を、加盟店サイトの見やすい箇所に表示するものとします。

#### 4-7 (情報の取扱い)

参加加盟店は、本人認証サービスの利用により知りえた本人認証手続の結果などの参加会員に係る個人情報を第三者に開示、漏洩してはならないものとし、かつ「ダイナースクラブ包括代理代金回収加盟店契約、包括代理加盟店契約等の通信販売に係る契約(ダイナースクラブ代金回収加盟店規約、包括加盟店契約等の通信販売に係る契約を含み、以下「原契約」といいます。)および本款に基づく業務遂行の目的以外の利用をしてはならないものとします。また、原契約および本款に関する業務遂行の過程において入手したダイナースの営業上の機密情報についても同様とします。なお、本条の義務は、本参加契約の終了後においてもなお存続するものとします。

#### 4-8 (業務委託)

1. 参加加盟店は、本特約に関する業務の全部または一部を第三者(以下「業務代行者」といいます。)へ委託する場合は、ダイナースへ事前にその旨申し出を行い、ダイナースの承認を得たうえで行うものとします。なお、業務委託を承諾するか否かの判断基準については、加盟店規約その他ダイナース所定の規定を適用します。

2. 前項によりダイナースが業務委託を承認した場合においても、参加加盟店は本款に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連してダイナースに損害を与えた場合、参加加盟店は業務代行者と連帯してダイナースの損害を賠償するものとします。

3. 参加加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前にダイナースが別途定める書面等でダイナースに申し出るものとします。

#### 4-9 (管理責任)

1. 参加加盟店は、Merchant ID等が本人認証サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。

2. 参加加盟店は、Merchant ID等の使用・管理について一切の責任を負うものとし、自己について発行されたID等を使用してなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。

#### 4-10 (不正アクセスおよびストレステストの禁止)

1. 参加加盟店は、サーバー等（業務代行者の管理するものを含みます。）に対する、参加会員のための本人認証サービス以外の目的によるアクセス、およびストレステストを実施しないものとします。

2. 前項に違反した場合、参加加盟店は当該違反によって生じる事象について全責任を負うものとし、損害が生じた場合は、その一切の損害について補償するものとします。

#### 4-11 (「本人認証サービス」の一時停止)

1. ダイナースは次のいずれかに該当する場合、参加加盟店への事前通知または参加加盟店の事前承諾なくして本人認証サービスを一時停止または中止できるものとします。

(1) システム保守その他本人認証サービス運営上の必要がある場合

(2) 天災、停電、その他不可抗力により本人認証サービスを継続することが困難になった場合

(3) その他ダイナースが必要と判断した場合

2. 前項の場合において、参加加盟店は、原契約の定めに従い電子商取引を行うことができるものとします。

3. ダイナースは、本人認証サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

#### 4-12 (特約の変更と承認)

本款の変更については、ダイナースが変更内容を通知又は公表（ダイナースのウェブサイトによる掲載その他合理的方法によります。）した後または変更後の本款を包括代理代金回収加盟店に送付した後に、参加加盟店が会員に対して電子商取引を行った場合、参加加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。

#### 4-13 (細部手続)

本特約に定めのない事項および事務処理上の手続については、加盟店規約および、ProtectBuy導入説明書、お取り扱いガイドその他ダイナースが別に定める取扱要領等に従うものとします。

#### <別表1>

| 用語                                   | 説明                                                                  |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 3DSサーバー(3DS Server)                  | EMV 3-D Secureにおける3Dセキュア取引請求者とDS間の通信を取り扱うシステムまたはサーバー。               |
| 3DS SDK                              | EMV 3-D Secureにおけるソフトウェア開発キット。3Dセキュア取引請求者とDS間の通信を扱うクライアント・アプリケーション。 |
| ACS(Access Control Server)           | イシュー領域に位置し、会員認証を行うためのサーバー。                                          |
| AReq(Authentication Request Message) | EMV 3-D Secureにおける3DSサーバーからDSを経由してACSへ認証を求める要求電文。                   |

|                                                    |                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ARes(Authentication Response Message)              | EMV 3-D SecureにおけるAReqの応答としてDSを経由してACSから3DSサーバーへの応答電文。                                                                          |
| CVV2                                               | カード固有の3桁の数字からなるセキュリティコード。                                                                                                       |
| CAVV(Cardholder Authentication Verification Value) | 会員認証あるいはAttempt処理を実行した後、ACSが生成する値。                                                                                              |
| CRReq(Challenge Request Message)                   | EMV 3-D Secureにおける会員から3DSサーバーまたは3DS SDKを経由して、ACSへ送信される認証を要求する電文。                                                                |
| CRes(Challenge Response Message)                   | EMV 3-D SecureにおけるCRReqへのACSからの応答電文。会員の認証結果が伝達されるか、あるいは加盟店アプリベースのモデルの場合、認証を完了させるために必要な会員の操作を伝達する。                               |
| CRRReq(Card Range Request)                         | DSに保存されている参加カード番号レンジのコピーを入手するためにMPIが送信する要求電文。                                                                                   |
| CRRRes(Card Range Response)                        | DSがMPIに対し参加カード番号レンジを送信する応答電文。                                                                                                   |
| DS(Directory Server)                               | インターオペラビリティ領域に位置し、ダイナースのサーバーまたはダイナースの委託先が管理するサーバー運営するサーバー。MPIとACSの通信を中継する役割を担い、参加カード番号レンジや加盟店認証情報を保有する。                         |
| ECI                                                | 本人認証を実施した取引において、認証結果ごとに示す値                                                                                                      |
| EMV 3-D Secure                                     | 国際ブランドの標準化組織であるEMV Co.で新たに定義された3Dセキュアのプロトコル。3DセキュアVersion 2.0以降を意味する。                                                           |
| ES(Enrollment Server)                              | イシュー領域に位置し、会員登録を受け付けるサーバー/ソフトウェア。                                                                                               |
| MPI                                                | 本人認証サービスの実施に必要となる、ダイナース所定のアプリケーションであるMerchant Plug Inソフトウェアをいい、MPIのうちProtectBuyに係る業務に使用されることにつきProtectBuy認定権限者による認証を受けたもの。      |
| PAM(Personal Assurance Message)                    | 会員認証画面に表示される確認メッセージ。会員はPAMを確認することにより、会員認証画面を表示しているイシューの真正性を確認することが可能。                                                           |
| PAN(Primary Account Number)                        | ダイナースクラブカードの券面に印字されたカード番号。                                                                                                      |
| PAReq(Payer Authentication Request)                | MPIがACSIに対し会員認証の実行を依頼する要求電文。                                                                                                    |
| PARes(Payer Authentication Response)               | ACSがMPIに対し会員認証の結果を伝える応答電文。                                                                                                      |
| RRReq(Results Request Message)                     | EMV 3-D SecureにおけるACSからDSを経由して3DSサーバーへ認証結果を要求する電文。                                                                              |
| RRRes(Results Response Message)                    | EMV 3-D Secureにおける3DSサーバーからDSを経由してACSへ送信されるRRReqの応答電文。                                                                          |
| VEReq(Verify Enrollment Request)                   | MPIからDS、DSからACSIに対し会員認証実行可否を確認する要求電文。                                                                                           |
| VERes(Verify Enrollment Response)                  | ACSからDS、DSからMPIに対し会員認証実行可否を伝える応答電文。                                                                                             |
| アクアイアラ                                             | ダイナースがダイナースプログラムへの参加を認め、かつ加盟店契約締結によるダイナースカードの取扱のライセンスを与えた機関。国内では個社「三井住友トラストクラブ」、海外ではDiners Club International Ltd.の認めた団体・企業を表す。 |
| アクアイアラ領域                                           | アクアイアラおよび加盟店のシステム・機能を含有する領域。                                                                                                    |
| アテンプト(Attempt)                                     | 会員認証が行えない場合に、会員認証を試みたことを示すproof of authentication attemptを発行する処理・機能。「認証試行」。                                                     |
| イシュー                                               | ダイナースとブランドカード発行契約を締結し、ダイナースクラブブランドカードの発行業務を行う企業、団体を表す。                                                                          |
| イシュー領域                                             | イシューおよび会員のシステム・機能を含有する領域。                                                                                                       |
| インターオペラビリティ領域                                      | イシュー領域とアクアイアラ領域を中継する領域で、ProtectBuyにおいてはコマースカルCA以外のシステムをダイナースまたは、ダイナースの委託先が運営する。                                                 |

<別表2>

| ECI | シナリオ | 詳細                                          |
|-----|------|---------------------------------------------|
| 05  | 認証成功 | イシューによるカード会員のProtectBuy認証が完全に実施された場合にのみ設定する |
| 06  | 認証試行 | 加盟店がProtectBuy認証の試行(Attempt)をした場合に設定する      |



|    |                                |                            |
|----|--------------------------------|----------------------------|
| 07 | 非 ProtectBuy 取引<br>(認証実行不能を含む) | ProtectBuy 認証取引ではない場合に設定する |
|----|--------------------------------|----------------------------|

## 第5款 洗い替えサービス

### 5-1 (本款の適用)

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用し、かつ、洗い替えサービス（5-2第6項において定義します）を利用する場合には、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、本款の規定を適用するものとします。

### 5-2 (用語の定義)

1. 本款において、「継続的役務等」とは、乙がカード利用者に対して継続的に提供する電話・インターネットなどの通信サービス・その他継続的に発生するサービスで本カード会社が認めたもののうち、毎月継続的に発生する各種利用代金の月次利用料金を登録カードの決済により信用販売するものをいいます。
2. 本款において、「利用月」とは、カード利用者へ継続的役務等を信用販売する単位となる1か月間をいいます。
3. 本款において、「継続的役務等利用代金」とは、前項に規定する継続的役務等について毎月継続的に発生する各種利用代金の月次利用料金をいいます。
4. 本款において、「登録カード」とは、継続的役務等利用代金の決済のためにカード利用者が乙に対して届け出たカードをいいます。
5. 本款において、「カード情報」とは、登録カードの会員番号、有効期限等の情報をいいます。
6. 本款において、「洗い替えサービス」とは、継続的役務等について、甲が乙から提出を受けた登録カードのカード情報について、本カード会社に対しその有効性を確認し、確認結果を乙に対して通知することをいいます。

### 5-3 (申込み時の承認義務)

1. 乙はカード利用者より継続的役務等利用の申込みを受けた場合、カード情報を甲所定の方法により、甲に提出するものとします。
2. 甲は、前項で提出を受けたカード情報について、乙に代わって、その全件について、本カード会社に対しカードの有効性を確認するものとし、本カード会社での有効性の確認結果を受領次第、速やかに乙に通知するものとします。
3. 乙は、本カード会社が有効性を確認し、承認したカードを継続的役務等利用代金の決済に利用する申込みに限り継続的役務等の提供を開始することができるものとします。本カード会社の承認を得ないで継続的役務等の提供を開始した場合、乙は、当該継続的役務等利用代金全額について責任を負うものとします。

### 5-4 (月次カード有効性確認)

1. 乙は、登録カードの有効性を確認するため、毎月甲所定の様式に基づき、甲の指定した期日までにカード情報の提出を行うものとします。また、甲は、乙より提出を受けた当該カード情報を、乙に代わって本カード会社に提出するものとします。

2. 本カード会社は、甲より提出されたカード情報の有効性確認を行い、その結果を甲に通知するものとし、甲は、その通知結果を、甲所定の様式に基づき、乙に通知するものとします。

3. 前項による確認の結果、無効と判断されたカード利用者の継続的役務等利用代金の売上データの提出については、乙は、甲を経由して本カード会社が通知を行った日が含まれる利用月の末日までの継続的役務等利用代金に限り甲を経由した本カード会社への提出が行うことができるものとし、翌利用月以降発生した当該カード利用者の継続的役務等利用代金については、乙の責任において当該継続的役務等利用代金の回収をするものとします。

4. 第2項による確認の結果、本カード会社が甲を経由して乙に対しカード番号又は有効期限の変更を通知したカード利用者の継続的役務等利用代金の売上データの提出については、乙は甲を経由して本カード会社が通知を行った日が含まれる利用月の末日までの継続的役務等利用代金に限り旧会員番号又は旧有効期限で甲を経由して本カード会社に提出できるものとし、翌利用月以降発生した当該カード利用者の継続的役務等利用代金については新会員番号又は新有効期限で甲を経由して本カード会社に提出するものとします。

#### 5-5 (カード利用者への告知義務)

乙は、カード利用者が乙に対し継続的役務等の利用の申込みを行う際に、乙の継続的役務等に関する利用規約等に、あらかじめ以下の内容を記載し、カード利用者からの承諾を得るものとする。

(1) カード利用者は、登録カードにより、登録カードの発行会社の会員規約に従い継続的役務等利用代金の支払いを行うこと

(2) カード利用者が乙に対して登録カードを変更する旨の申出をしない限り、継続的役務等利用代金の支払いは継続して登録カードにより支払うこと

(3) 登録カードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに乙に当該変更内容を連絡すること

(4) 登録カードの発行会社により登録カードが更新された場合であっても、更新後のカードの会員番号が更新前の登録カードと変更がない限り、継続的役務等利用代金の支払いを登録カードにより行うこと

(5) 登録カードの発行会社より登録カードが再発行される際に、再発行後のカードの会員番号が変更となる場合、5-4に定める処理により、更新後のカードの会員番号・有効期限を登録カードとして、継続的役務等利用代金を支払うこと

(5) 登録カードの発行会社より、登録カードによる継続的役務等利用代金の支払契約を解除されても異議がないこと

#### 5-6 (サービス利用限度額)

乙は、本カード会社が定める継続的役務等利用代金の利用限度額を超える継続的役務等利用代金を決済する場合は、事前に甲及び本カード会社に対して承認を求めるものとします。

#### 5-7 (継続的役務等利用代金の支払方法)

乙が洗い替えサービスにおいて取り扱うことのできる継続的役務等利用代金の支払方法は1回払いのみとします。

#### 5-8 (洗い替えサービス手数料)

乙は、甲に対して、洗い替えサービスの手数料を支払うものとします。

#### 5-9 (本契約等終了後の措置)

乙は、本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合、直ちに継続的役務等

利用代金の登録カードによる通信販売を中止し、乙に登録されているカード利用者に対して、カードによる通信販売を中止した旨を速やかに告知するものとします。

#### 5-10 (存続条項の特則)

本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合でも、5-1 (本款の適用)、5-9 (本契約等終了後の措置) 並びに本条についても、本契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第6款 会員 ID 課金サービス

### 6-1 (本款の適用)

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「クレジットカード決済」を利用し、かつ、会員 ID 課金サービス（5-2 第1項において定義します）を利用する場合には、基本規約及び本特約第1款の規定のほか、本款の規定を適用するものとします。

### 6-2 (用語の定義)

1. 本款において、「会員 ID 課金サービス」とは、乙が任意の会員 ID を顧客に対し発番し、甲において当該会員 ID と甲所定の決済情報を紐づけて管理することにより、顧客が対象店舗において会員 ID を示して決済した場合に、甲が当該会員 ID を利用して決済情報と照合し、決済処理を行うことができる、会員 ID を活用した包括的な決済管理を提供するサービスをいいます。
2. 本款において、「会員 ID」とは、甲が定める一定の発番規則の範囲内で、乙が顧客に対し任意に発番する文字列をいいます。
3. 本款において、「対象店舗」とは、乙の店舗であって、乙が甲に対し、甲所定の方法により申し込みを行い、甲の承認を得て、会員 ID の共有を許可されたインターネット上の仮想店舗をいいます。
4. 本款において、「決済情報」とは、クレジットカード番号等、決済処理を行うために甲が必要と判断する情報をいいます。
5. 本款において、「決済処理」とは、会員 ID 課金サービスを利用して決済取引及び当該取引に基づく決済データの伝送等の処理をいいます。

### 6-3 (審査)

1. 乙は、対象店舗における会員 ID 課金サービスの利用を希望する場合、甲が別途指定する方法に従い、当該対象店舗の名称、取扱商品その他甲が求める情報及び資料を提出し、甲に対し利用の申込みを行うものとします。
2. 甲は、前項に基づき乙より申込みがあった場合、甲の裁量において利用可否について審査を行い、乙にその結果を通知するものとします。当該審査の結果、甲が乙の利用を承認しなかった場合（以下「不承認」といいます。）、甲は当該不承認により乙に生じるいかなる損害についても責任を負わないものとします。
3. 不承認の場合において、乙より求めがあった場合、甲は不承認の理由について説明を行います。その説明を踏まえ、乙が当該不承認の原因を治癒したと判断する場合、乙は再度申込みを行うことができるものとし、以後は承認を得るまで同様とします。
4. 対象店舗が乙の店舗であり、かつ、対象店舗の審査が甲所定の方法に従いなされることは会員 ID 課金サービスの申込条件であることを甲乙ともに確認するものとします。

### 6-4 (会員 ID の取扱い)

1. 乙は、自己が発番した会員 ID について、甲の指定する方法及び期日に従い、適宜甲と共有しなければならないものとします。また乙は、甲と共有した会員 ID について、追加・変更・削除が生じた場合、同様に適宜甲と共有しなければならないものとします。
2. 甲は、乙より会員 ID を受領した場合、決済サーバとの連携等、会員 ID 課金サービスの提供のために必要な対応を速やかに行います。但し、甲は、大量の会員 ID を受領した場合等、対応に一定の期間を要すると判断する場合、乙に対して、その旨を通知し必要な期間を設定することができるものとします。
3. 乙は、対象店舗、甲及び本カード会社において、会員 ID 課金サービスの利用又は提供のために会員 ID を共有・利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
4. 乙は顧客に会員 ID を発番するに際し、以下の事項を顧客に対し告知し、了解を得なければならないものとします。

(1) 乙の申込み及び甲の承認をもって、顧客の意思にかかわらず対象店舗が追加、変更、削除されること

(2) 前項のとおり、会員 ID が共有・利用されること

5. 乙は、自己が発番した会員 ID を自己の費用と責任において適切に管理しなければならないものとし、甲の責めによる場合を除き、会員 ID の漏えい、なりすましなどの不正利用、その他会員 ID に起因して甲、本カード会社、顧客、その他第三者に生じた損害について責任を負うものとし、

6. 乙が甲に対し誤った会員 ID を提供し、甲が当該誤 ID を利用して処理を行ったとしても、甲は一切の責任を負わないものとし、

#### 6-5 (決済処理)

1. 乙は、決済処理を求める場合には、甲の指定する方法にて、決済情報とともに会員 ID を甲に対し伝送しなければならないものとし、会員 ID の伝送が無い場合、会員 ID 課金サービスが提供されないことをあらかじめ確認するものとし、

2. 決済処理時に対象店舗から会員 ID の伝送されなかったことに起因する、会員 ID 課金サービスの不提供について、甲は一切の責任を負わないものとし、

3. 甲は会員 ID とともに提供された決済情報について、甲のサーバにおいて保持し、次回以降同一の会員 ID を示してなされる決済処理時に再利用するものとし、

#### 6-6 (会員 ID 課金サービス手数料)

乙は、甲に対して、会員 ID 課金サービスの対価として甲所定の手数料を支払うものとし、

#### 6-7 (本人認証サービスの特則)

1. 乙は、会員 ID 課金サービスを利用した決済処理においては、本人認証サービスを導入している場合といえども、同サービスの適用除外となることにつき、あらかじめ承諾するものとし、

2. 前項の規定にかかわらず、別途甲が指定する方法に従い乙が申込みを行い、甲が承認した場合には、甲は、会員 ID 課金サービスを利用した決済処理に対して本人認証サービスを適用するために必要な措置を講じるものとし、

#### 6-8 (サービス提供の停止等)

乙が本款に違反した場合、甲は、基本規約及び本特約第 1 款の規定に係る権利の行使と併せて、又は単独に何らの催告を要せず乙に対する会員 ID 課金サービスの提供を直ちに停止し、若しくは本款のみを契約解除することができるものとし、

#### 6-9 (対象店舗の追加、変更又は削除)

乙が対象店舗の追加、変更又は削除を希望する場合、甲の指定する方法に従い甲へ申請を行わなければならないものとし、なお、対象店舗の追加は新たな対象店舗の申込とみなします。

#### 6-10 (存続条項の特則)

本契約が終了した場合又は本款の規定が適用されなくなった場合でも、6-1 (本款の適用) 並びに本条についても、本契約終了後も有効に存続するものとし、



## Pay-easy（ペイジー）決済特約

### 第1条（本特約の適用）

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「Pay-easy（ペイジー）決済」を利用する場合には、価格.com決済ショップ利用規約（以下「基本規約」といいます。）の規定のほか、本特約の規定を適用するものとします。

### 第2条（Pay-easy取扱金融機関）

乙が、代金決済手段として価格.com決済の「Pay-easy（ペイジー）決済」を利用できるのは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構会員のうち株式会社イーコンテクストが指定する金融機関とします。

### 第3条（規約の遵守）

1. 乙は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の定める収納機関規約（収納企業編）及びマルチペイメントネットワークサービス利用条件書（抄）並びに株式会社ゆうちょ銀行の定めるゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定及びゆうちょダイレクト規定の内容を承認し、乙の義務として規定されている義務について、これを遵守するものとします。

2. 前項に定める各規定が変更された場合、変更後の各規定が適用されることに乙は予め同意するものとします。

### 第4条（法令への対応）

乙は、銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）、その他銀行決済サービスに関連する法令の義務を履行するため、甲が乙に対し、法令要請事項の表示、法令の求める管理体制の構築、その他の対応（法令に基づき所管官庁が甲のみならず、乙への立ち入りを含む調査を行う場合の当該調査受け入れを含みます。）を要求した場合、遅滞なく当該要求に応じなければならないものとします。

### 第5条（Pay-easy（ペイジー）決済の完了前による注文取消し）

乙と顧客との間で、価格.com決済の「Pay-easy（ペイジー）決済」を決済手段とするEコマースが成立したにもかかわらず、7日以内に顧客がPay-easy（ペイジー）決済手続きを完了しない場合は、価格.com決済のシステム上自動的に当該Eコマースの注文は取消しとなります。

### 第6条（Pay-easy（ペイジー）決済の完了後による任意の注文取消し）

1. 顧客が「Pay-easy（ペイジー）決済」による商品代金等の振込みを完了した場合、次条にて定める場合を除き、価格.com決済のシステム上における注文取消し及び甲を通しての商品代金等の返金は、一切できません。

2. 乙は、顧客からの問い合わせ対応、注文取消し、返品・交換、商品代金等の返金について、自己の責任により処理するものとします。

3. Eコマースに係る注文が取り消され、商品代金等の返金が行われる場合において、当該取消しが専ら乙の責めに帰すべき事由による場合は、販売時点における乙の本サイト上の記載にかかわらず、乙は顧客に対し、返金に係る手数料（振込手数料、決済手数料等を含みますが、これらに限りません）を一切請求してはならないものとします。

### 第7条（Pay-easy（ペイジー）決済の完了後による甲所定の注文取消し）

1. 顧客が「Pay-easy（ペイジー）決済」による商品代金等の振込みを完了したEコマースについて、価格.com決済ショップ利用規約第18条第7項各号に規定する事由があった場合には、甲は、注文取消しの処理を行うものとし、また、甲所定の手続きに従って顧客に対し收受した売買代金等の返金を行うものとします。

2. 甲が顧客に対して売買代金等の返金処理を行った場合、乙は甲に対して、申込書記載の返金手数料を支払うものとします。

3. 甲は、当月中の返金処理数に基づき算定した返金手数料を乙に請求するものとし、乙は、請求書発行月の末日までに、当該請求書に記載の金額を、甲の指定する口座に支払うものとします。

#### 第8条（存続条項の特則）

本契約が終了した場合又は本特約の規定が適用されなくなった場合でも、第1条（本節の適用）、第3条（規約の遵守）、第4条（法令への対応）及び本条についても、本契約終了後又は本節の規定が適用されなくなった後も有効に存続するものとします。

制定 2020年10月13日（version 1.0）



## コンビニ決済特約（ペーパーレス）

### 第1条（本特約の適用）

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「コンビニ決済（ペーパーレス）」を利用する場合には、価格.com決済ショップ利用規約（以下「基本規約」といいます。）の規定のほか、本特約の規定を適用するものとします。

### 第2条（コンビニ決済（ペーパーレス）対応可能なコンビニエンスストア）

乙が、代金決済手段として、価格.com決済の「コンビニ決済（ペーパーレス）」を利用できるのは、甲が提携するコンビニエンスストア各社が指定するコンビニ店舗のうち、乙からの申請に対して甲が承認したものとします。

### 第3条（取扱商品等の特則）

基本規約第9条第1項にかかわらず、同項に掲げる事項に加えて、乙は、以下の商品等を本サイトにおいて取り扱うことはできないものとします。

（1）顧客が乙に購入を申し込んだ商品等の代金が申込み1回当たり、消費税等を含め、30万円以上のもの

### 第4条（アクセスの禁止）

乙は、乙が開設するホームページにおいて、コンビニエンスストア各社の開設するホームページをリンクしてはならないものとします。

### 第5条（Eコマースの特則）

1. 乙は、基本規約第8条第3項にかかわらず、同項に掲げる事項に加えて、以下の事項を本サイト上で明示するものとします。

（1）コンビニエンスストア各社がコンビニ店舗を通じて顧客の商品等購入代金の代理受領業務を行っていること

（2）コンビニ店舗では日本国内における円貨の支払のみ受け付け、乙との取引取消等、取引に関しては乙との間で行われるべきこと

2. 乙は、以下の事項を本サイト上で明示するよう努めるものとします。

（1）顧客は極力成人とすること及び架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること

（2）乙と顧客との契約成立の時期

（3）顧客の個人情報の登録、利用

（4）乙と顧客との契約が附合契約のため随時変更があることの承認

### 第6条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了前による注文取消し）

乙と顧客との間で、価格.com決済の「コンビニ決済（ペーパーレス）」を決済手段とするEコマースが成立したにもかかわらず、7日以内に顧客がコンビニ決済（ペーパーレス）手続きを完了しない場合は、価格.com決済のシステム上自動的に当該Eコマースの注文は取消しとなります。

### 第7条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了後による任意の注文取消し）

1. 顧客が「コンビニ決済（ペーパーレス）」による商品代金等の払込みを完了した場合、次条にて定める場合を除き、価格.com決済のシステム上における注文取消し及び甲を通しての商品代金等の返金は、一切できません。

2. 乙は、顧客からの問い合わせ対応、注文取消し、返品・交換、商品代金等の返金について、自己の責任により処理するものとします。

3. Eコマースに係る注文が取り消され、商品代金等の返金が行われる場合において、当該取

消しが専ら乙の責めに帰すべき事由による場合は、販売時点における乙の本サイト上の記載にかかわらず、乙は顧客に対し、返金に係る手数料（振込手数料、決済手数料等を含みますが、これらに限りません）を一切請求してはならないものとします。

#### 第8条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了後による甲所定の注文取消し）

1. 顧客が「コンビニ決済（ペーパーレス）」による商品代金等の払込みを完了したEコマースについて、基本規約第18条第7項各号に規定する事由があった場合には、甲は、注文取消しの処理を行うものとし、また、甲所定の手続きに従って顧客に対し収受した売買代金等の返金を行うものとし、
2. 甲が顧客に対して売買代金等の返金処理を行った場合、乙は甲に対して、申込書記載の返金手数料を支払うものとし、
3. 甲は、当月中の返金処理数に基づき算定した返金手数料を乙に請求するものとし、乙は、請求書発行月の末日までに、当該請求書に記載の金額を、甲の指定する口座に支払うものとし、
4. 第1項に基づく注文取消しのほか、乙は、コンビニ店舗が商品代金等を受領した後、顧客がEコマースを取り消す旨をコンビニ店舗に対し表示しコンビニ店舗がこれを受け付けて商品代金等を返金した場合、Eコマースが取り消されることを予め承諾するものとし、この場合、甲及びコンビニ店舗は乙に対して、何ら損害賠償の責任を負わないものとします。
5. 甲はコンビニ店舗から前項の取消しがあった旨の連絡を受けた場合、乙に対して速やかにこれを伝えるものとし、乙は自己の責任と負担において商品等の発送を停止する等の必要な措置をとるものとします。

#### 第9条（禁止事項）

乙は、「コンビニ決済（ペーパーレス）」の利用、乙の運営及び商品等の提供において、次の各号の内容に該当する行為をしてはならないものとします。

- （1）特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
- （2）商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等販売に許認可等を要するものを無免許で販売する行為
- （3）詐欺行為
- （4）「コンビニ決済（ペーパーレス）」を代金決済以外の目的に使用する行為及び「コンビニ決済（ペーパーレス）」の運営に支障を与える行為
- （5）公序良俗に反する文書、画像等を送信又は表示する行為
- （6）無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為
- （7）その他、法令に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- （8）甲及びコンビニエンスストア各社のイメージを低下させる販売行為又は提供
- （9）前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを貼る行為

#### 第10条（サービス提供義務）

乙は、顧客との契約が成立した後、顧客に対し商品等の発送又はサービスの提供を速やかに履行し完了するものとします。

#### 第11条（通知義務）

乙は、乙に以下の各号に該当する事由が生じた場合、直ちに甲に対して書面により通知するものとします。この場合において、乙は、顧客との契約のうち、履行が完了していない契約がある場合には、速やかに当該債務を履行するものとします。

- （1）支払の停止又は差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
- （2）任意整理に着手したとき

- (3) 銀行及び手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき
- (6) 廃業、転業、解散又は重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行ったとき
- (7) その他、本契約に基づく債務の履行が困難であることが客観的に明白になったとき
- (8) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (9) 本契約の履行に関し、乙が甲に届出を行っている情報に虚偽又は不正確な情報があったとき
- (10) 本契約に違反したとき

#### 第12条（代理収納についての問合せ）

乙が顧客の収納について問い合わせる場合には、顧客から受領した払込明細等「お客様控え」（顧客がコンビニ決済（ペーパーレス）のために現金交付等を行った際に、これを証するものとしてコンビニ店舗から顧客へ交付される、当該コンビニ決済に係る商品代金の額等に関する情報が記載された書面をいう。以下、本条において同じ。）のコピーを甲に提出し、甲に収納調査を依頼するものとします。「お客様控え」がない場合、顧客が支払いをしたことを申告するコンビニ店舗名、支払日時、支払金額、バーコード情報、「お客様控え」が提出できない事情等を甲に通知するものとします。甲は、乙からの情報を元にパートナーを通じてコンビニ店舗等に伝達し、調査を依頼するものとします。但し、収納事実の確認以外の目的でコンビニ店舗等に払込明細等控えの取り寄せは受付けないものとします。

#### 第13条（利用規約順守義務等）

1. 乙は、事前にコンビニエンスストア各社が定める利用規約等の内容を承諾し、これを遵守するものとします。
2. 前項に定める各利用規約等が変更された場合、変更後の各利用規約等が適用されることに乙は予め同意するものとします。

#### 第14条（収入印紙等の負担）

乙のコンビニ決済の利用にあたり、収入印紙等の費用が発生し甲が収入印紙等を建て替えた場合、甲は乙に対し、第1章第14条に定める手数料とは別途収入印紙等の費用を請求するものとします。

#### 第15条（存続条項の特則）

本契約が終了した場合又は本特約の規定が適用されなくなった場合でも、第1条（本特約の適用）、第6条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了前による注文取消し）、第7条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了後による任意の注文取消し）、第8条（コンビニ決済（ペーパーレス）の完了後による甲所定の注文取消し）、第13条（利用規約遵守義務等）及び本条については、本契約終了後又は本特約の規定が適用されなくなった後も有効に存続するものとします。

加盟信用情報機関

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 一般社団法人日本クレジット協会<br>加盟店情報交換センター (JDM センター)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 日本クレジットカード協会<br>加盟店信用情報センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 住所             | 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町<br>14-1 住生日本橋小網町ビル 6F                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1F                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 電話番号           | 03-5643-0011                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 03-6738-6626                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 共同利用の<br>管理責任者 | 一般社団法人日本クレジット協会<br>加盟店情報交換センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 日本クレジットカード協会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| URL            | <a href="https://www.j-credit.or.jp/">https://www.j-credit.or.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <a href="http://www.jcca-office.gr.jp/">http://www.jcca-office.gr.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 共同利用の<br>目的    | 割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における顧客等の保護に欠ける行為に関する情報や その疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報や そのおそれのある行為に関する情報を、甲および／または決済事業者が JDM センター に登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約等締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、加盟店のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。 | 当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約等締結後の管理、その他加盟店契約等継続の判断の場合ならびに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。<br>1. 法令に基づく場合<br>2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。<br>3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。<br>4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。 |
| 共同利用される<br>情報  | 1. 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由<br>2. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止および処理のために講じた措置の事実および事由<br>3. 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 甲および／または決済事業者へ届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報</li> <li>- 加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報</li> <li>- 加盟会員が加盟店情報を利用した日付</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <p>別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>4. 顧客等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・顧客等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>5. 顧客等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>6. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>7. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生または発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由</p> <p>8. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該加盟店による不正利用の防止に支障が生じまたは支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由</p> <p>9. 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報</p> <p>10. 上記 7. から 8. に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由</p> <p>11. 上記 2. および 10. の措置の指導に対して、当該加盟店が従わないもしくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード</p> |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                     |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|          | <p>ド番号等取扱契約を解除した事実および事由</p> <p>12. 上記の他顧客等の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>13. 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記 5. の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p> <p>14. 加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報</p> |                                                     |
| 登録される期間  | 上記の情報は、登録日または必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間登録されます。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 当センターに登録されてから5年を超えない期間                              |
| 共同利用者の範囲 | 協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター<br><br>(JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。)                                                                                                                                                                                                                      | 日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。） |

(以下余白)  
【制定】2022年6月29日